HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	草地型酪農地帯における農村整備と集落組織 : 集落組織の特質形成をめぐって
Author(s)	柳村, 俊介
Citation	農業経営研究, 13, 103-144
Issue Date	1987-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36440
Type	departmental bulletin paper
File Information	13_103-144.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

草地型酪農地帯における農村整備と集落組織

——集落組織の特質形成をめぐって——

柳村俊介

1. 課題と分析の対象
2. 酪農展開と物的環境整備
(1) 猿払村における戦後開拓
(2) 浅茅野台地の酪農展開
(3) 物的環境整備の意義と手段
3. 集落組織の現状と展開
(1) 集落組織の現状
(2) 集落組織の展開
4. 組織的環境整備と集落組織の特質形成

1. 課題と分析の対象

酪農経営にとっては、日々の生乳・購入飼料の搬出入や獣医の往診を可能とする道路網の確保、乳牛飲用等多目的に利用される用水の供給、畜舎施設への電力供給等々が経営存立の不可欠な条件となる。これらに対する依存度の高さは、大家畜を飼養し、貯蔵性を欠く生乳を主産物とし、かつ、広域的な集乳圏をもつ乳業資本(工場)に対して販売するという酪農経営の本来的特質に由来する。この意味で、酪農経営の発展は地域的な社会資本ストックの水準に強く規定される。

しかるに、戦後の北海道酪農は、主要に畑作限界地において草地型酪農として展開した。作物収量の低位不安定性等を回避すべく主畜経営への転換が推進されたのであるが、それは、限界地性の一部を構成する社会資本ストックの低位性との矛盾に直面せざるをえない。酪農展開は、専門化・大規模化の過程の中に、社会資本ストックの低位性克服を課題とする農村整備の推進を内包することになる。農村整備

は生活環境の領域にも及ぶ問題である。酪農経営問題は、農村整備の実施段階で、広汎な地域問題としての内容をもつ。

以下では、農村整備を物的環境整備と組織的環境整備の2側面からとらえる。前者は道路整備、農地造成、電力供給等の生産・生活基盤投資を指す。後者は、物的環境整備を推進し、保守管理を行ない、不足を補充する地域諸組織の形成・再編を指す。不足補充とは、営農指導や社会教育等、物的環境整備の目標たる農業経営発展や生活向上を達成する上で物的環境整備が対象としえない組織的環境整備の独自的領域を意味する。いずれにせよ、組織的環境整備は物的環境整備を補完するものと把握する。

このように広義に農村整備をとらえた上で、酪農展開、農村整備の推進、集落組織の特質形成の関係を事例的に検討する。すなわち、多義的な農村整備が酪農経営の専門化・大規模化といかなる関係をもって推進されたか、組織的環境整備の結果、集落組織はいかなる特質を形成するのか——これが本稿の課題である。

分析対象は、宗谷酪農地帯に位置する猿払村浅茅野台地地区である。現在の浅茅野台地は、猿払村および宗谷地域の中でも有数の大規模酪農経営群の形成をみている。しかし、集落構成員の大半は戦後入植者であり、社会資本ストックが著しく低位な状態で戦後の生産と生活が開始される。乳牛の導入が図られ、「高度経済成長」の下で酪農経営の専門化・大規模化が進むが、それは同時に急速な農村整備の遂行を要請したものと推察される。以下の分析手順は、まず、酪農経営展開を概観した上で物的環境整備の意義と手段を検討する。次に、物的環境整備を補完するところの組織的環境整備の具象ととらえる観点から、集落組織の現状と展開の特質を把握する。

2　酪農展開と物的環境整備

(1)　猿払村における戦後開拓

猿払村における本格的農業開発は、「緊急開拓事業」以降の戦後入植者[注1)]の入地によって開始される。その詳細は各種の記録、記念誌に委ねるが[注2)]、初期の開拓事業が敗戦による海外引揚者や次・三男の「収容」政策でしかなかったため、戦後入植者の生産と生活は辛惨を極めた[注3)]。泥炭土壌と排水不良性が畑作の低位生産性を規定したのみならず、劣悪な自然環境は、冷害、山火事、熊害、水害等の災害を半ば常態化し[注4)]、戦後入植者の定着を大きく阻んだ。猿払村は、「不振開拓地」の代表的存在として、1955～65年頃の時期には戦後入植者の惨憺たる状況がしばしば社会問題

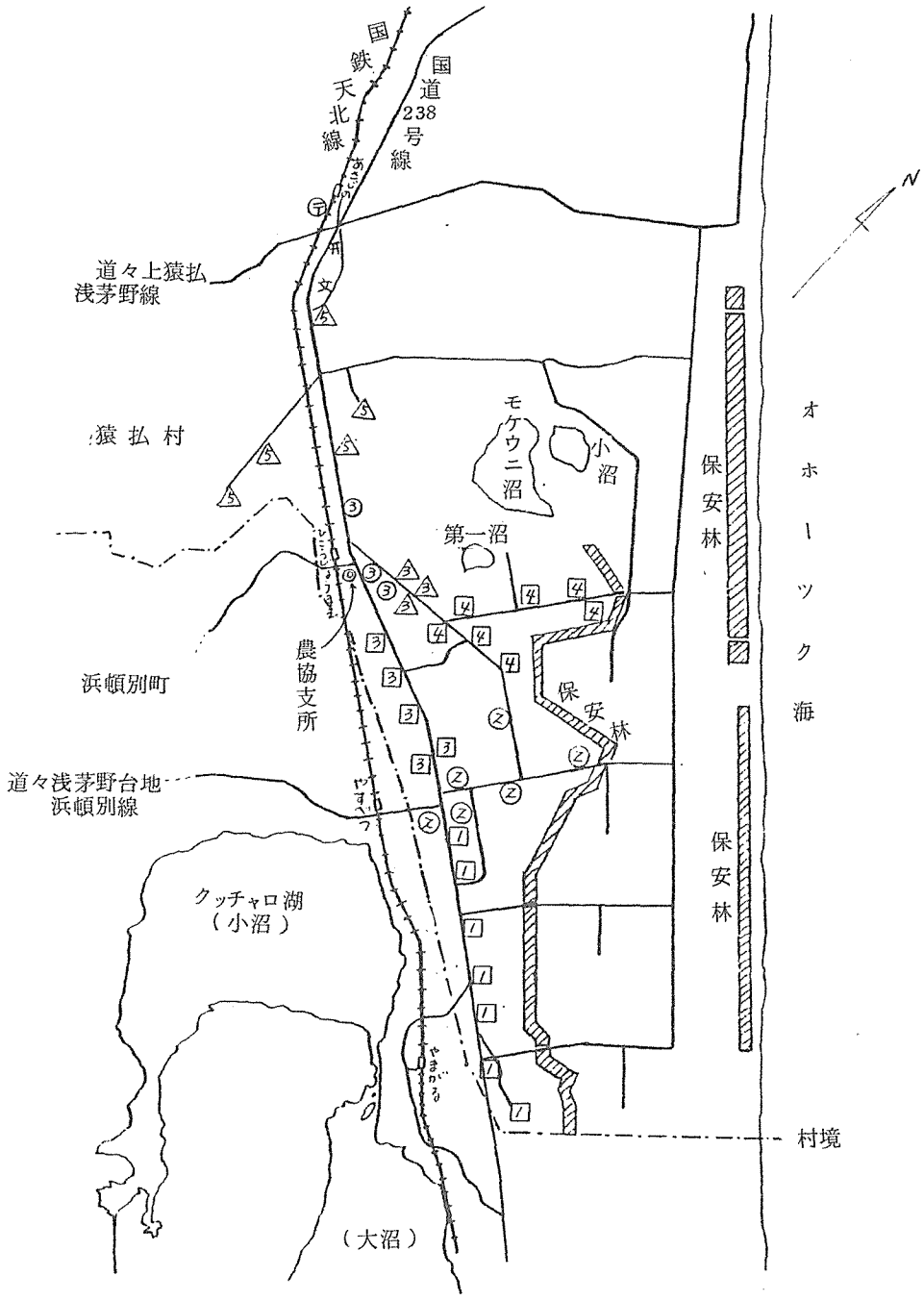


図1. 浅茅野台地の農家位置

（注）1. 1～5の番号は、農事組合を示す。

2. ③、△、3は、第3農事組合内の作業班を示す。

として取り上げられるほどであった。[注5)]

こうした状況に対し、農業のみならず、林業、漁業、炭鉱の不振問題を抱える村役場や、「集乳合戦」の中で生乳一元集荷体制を確立しえない農協に、[注6)]独自に問題解決を図る財政力はなく、金融機関への信用力喪失による財政危機に瀕していた。したがって、村役場、農協の農業政策・開拓政策は、国や道の補助事業・融資事業の導入と不可分の関係にある。その基本は、「農業には無理な土地」「借金を生む畑」等の開拓政策批判に[注7)]抗し、補助・融資事業をいかに導入し、補助・融資条件をいかに緩和させるかにあった。それは、特定地方自治体を対象とした異例の措置として、1963年12月、道が「猿払村開拓地特別振興対策実施方針」[注8)]を樹立したことに典型的に現われている。

(2) 浅茅野台地の酪農展開

浅茅野台地は、現在、農家36戸、非農家9戸、計45戸の集落である。戦前は隣接する浅茅野市街地に包摂されており、三菱財閥系の「東山農事株式会社」によって製材所を中心に市街地を含む付近8,000町歩が所有されていた。「東山農場」は、大正初期から小作入植が開始され、1921(大正10)年には小作人140戸に達する。しかし、原木伐採のための大地積獲得を目的とした農場経営ゆえに、農業開発は進まず、戦前入植者の大半は定着していない。現在営農を継続している戦前入植農家は7戸にとどまる。一部定着した農家の経営も、5～10町歩の土地を保有しつつ、開墾した農地はその半分程度に限られていた。作付作物は自給作物と飼料作物が中心で、多い農家で4頭程度の乳牛が加わるが、生計を維持していく上では冬山造材や薪炭等の兼業収入が不可欠であった。

浅茅野台地への戦後開拓入植は、1946年から59年にかけて60戸を数える(表1)。1947年には半数を上廻る31戸の大量入植があり、その他の地区に比して入植時期は早い。また、1967年時点での定着戸数は33戸であるが、他地区の定着率が42%という低率であるのに比べ、相対的に定着率は高い。[注9)]

1985年における浅茅野台地の総農家数36戸の内訳は、戦後開拓農家が24戸で、戦前入植農家7戸、戦後入植ながら開拓行政の対象とならなかった分家等の農家5戸である(表2)。戦後農業展開の起点において、戦前入植農家の農業経営は幼弱な段階にあり、開拓行政による一定の保護下にある戦後開拓農家に比べて明確な経営的優位性は存在しなかった。特に、戦後入植ながら「既存農家」と認定された分家等の農家は、戦後開拓農家を羨む状態であったという。[注10)]よって、「開拓農家」と「既

表1　年次別入植・定数戸数

（単位：戸）

	浅茅野台地		その他地区		猿払村合計	
	入植戸数	1967年定着戸数	入植戸数	1967年定着戸数	入植戸数	1967年定着戸数
1946年	4	3	16	2	20	5
47	31	14	17	2	48	16
48	2	—	—	—	2	—
49	5	3	26	15	31	18
50	3	—	30	10	33	10
51	2	2	10	3	12	5
52	3	2	59	30	62	32
53	1	1	9	5	10	6
54	—	—	30	12	30	12
55	1	1	29	12	30	13
56	2	2	4	2	6	4
57	3	3	3	3	6	6
58	2	1	3	2	5	3
59	1	1	5	4	6	5
合計	60	33	241	102	301	135

（資料）「猿払村戦後開拓20周年記念誌」P40より作成。

存農家」の間には、初期的条件に大きな差はない。また、現状の経営規模等に関しても、入植の経緯にもとづく差異は認められない。既存農家の中には、№26、№29といった突出した大規模経営が存在するが、いずれも戦後飛躍的に伸長した経営である。

以下では、開拓農家と既存農家を区別せず、浅茅野台地全体としての戦後酪農展開を3期に分けて概説する。なお、1986年10月に実施した農家聞き取り調査結果を整理したものであり、資料的補足が可能な点以外は、年次等に若干の誤差を含みうることを予め断わっておく。

表2　浅茅野台地における農業経営の現況および入植等

農事組合	作業班	農家	世帯員数	家族労働力 基幹	家族労働力 補助	乳牛頭数 計	乳牛頭数 経産	乳牛頭数 未経産	出荷乳量(1985年)	経営耕地面積 計	経営耕地面積 浅茅野第2(うち借入地)	経営耕地面積 浅茅野第1	入植 年次	入植 出身地等	乳牛飼養開始年次	1967年6月1日土地所有面積 配分面積	増反地	過剰入植跡地引受	離農対策跡地引受	その他	計
第1農事組合	第1班南組	1	3人	3人	一人	87頭	45頭	42頭	2841	60 ha	31 ha	— ha	1947年	山形県より	1951年	19.8ha	3.1 ha	— ha	— ha	6.4ha	29.3ha
		2	5	4	—	77	37	40	280	60	20	—	52	山形県→狩別→77年浅茅野	…	(17.7)	(—)	(—)	(—)	(—)	(17.7)
		3	4	3	—	78	42	36	243	57	25	—	47	満州引揚、山形県より	49	16.9	7.7	—	—	—	24.6
		4	3	2	—	70	40	30	233	68	15.5	5	(78)	№16より分家	78	—	—	—	—	—	—
		※5	8	2	1	75	42	33	231	77	31 (8)	8	47	38年浜頓別町より入植、直後召集、復員後再入植	59頃	17.9	15.6	—	—	6.2	39.6
		6	3	3	—	77	35	42	218	59	20	—	49	山形県より	53頃	17.2	13.8	—	—	6.6	37.6
		7	5	2	—	60	32	28	205	57	20	3	54	山形県より	…	12.9	5.9	—	—	4.0	22.8
第2農事組合	第1班中組	8	6	2	1	71	38	33	286	57.5	19	6	47	樺太引揚、山形県より	50	15.1	13.9	—	2.2	6.1	37.3
		※9	7	2	—	86	50	36	284	56	20	—	47	満州引揚、山形県より	49	14.4	5.1	—	2.2	6.8	28.4
		10	6	2	—	85	40	45	269	64.5	21	—	53	山形県より	53	14.4	4.1	—	2.2	7.8	28.5
		11	5	2	—	72	36	36	232	44.3	23.8(2.1)	4	57	小清水町より	65頃	15.1	—	—	—	—	15.1
		12	3	2	—	71	37	34	213	44.5	17.5	—	51	山形県より	53	15.1	—	—	2.2	—	17.3
		13	3	3	—	45	26	19	106	48	20	—	52	拓殖実習生(№29にて)	58	15.2	—	—	—	—	15.2
第4農事組合	第1班北組	14	7	3	—	98	55	43	347	69.6	34	9	47	満州引揚、山形県より	50	28.7	—	—	—	—	28.7
		15	3	3	—	95	45	50	341	61.4	35	1.4	47	満州引揚、山形県より	51	16.7	—	—	—	—	16.7
		16	3	3	—	90	47	43	315	77.7	35	9.7	47	山形県より	51	30.2	—	—	2.2	6.1	38.5
		17	3	3	—	70	33	37	228	57.4	24.6(5)	—	57	小清水町より	59	16.1	—	—	—	—	16.1
		18	6	1	3	50	30	20	198	45	25	—	47	満州引揚、山形県より	54	15.1	—	—	—	3.6	18.7
		19	…	…	—	60	35	25	150	…	…	…	56	小清水町より、60年まで№17と共同経営	…	16.7	—	—	—	5.3	22.0
		20	3	3	—	48	28	20	134	41	26.3(6.7)	—	47	山形県より	51	15.3	—	—	—	—	15.3
第3農事組合	第2班1組	21	5	4	—	98	50	48	317	54	25	2.8	[18]	秋田県より	43	…	…	…	…	…	…
		22	6	3	—	83	40	43	263	53.5	20	11.8	(51)	№30より分家	50	…	…	…	…	…	…
		23	5	2	1	82	42	40	207	51.3	25.6	—	(52)	№21より分家	54	…	…	…	…	…	…
		24	3	2	1	59	32	27	195	55.5	20	—	47	秋田県より	51	14.2	6.2	—	—	—	20.4
		25	3	1	2	68	37	31	178	47	20	—	(61)	秋田県より	55頃	…	…	…	…	…	…
	第2班2組	26	7	4	—	131	58	73	493	65	31.4	—	[19]	福島県より	33	…	…	…	…	…	…
		27	5	2	—	73	37	36	283	39.3	24.3(4.3)	—	(50)	№28より分家	50	…	…	…	…	…	…
		28	6	2	1	78	42	36	281	48	30 (5)	—	[20]	和寒町より	…	…	…	…	…	…	…
	第3班2組	29	4	3	—	153	85	68	557	122.2	55 (5)	—	[18]	福島県より	33	…	…	…	…	…	…
		30	6	2	—	78	44	34	305	54	25 (5)	5	[16]	宮城県より	32	…	…	…	…	…	…
		31	3	3	—	65	38	27	208	52	39	—	[30]	浜頓別町より	30頃	…	…	…	…	…	…
第5農事組合	第3班	32	5	3	—	75	48	27	309	55	20	5	56	樺太引揚、猿払炭鉱より	…	14.3	—	—	—	7.3	21.6
		33	6	2	—	80	45	35	286	76	16	—	58	樺太引揚、稚内市福沢牧場より	56頃	17.2	—	16.1	17.2	—	50.5
		34	3	3	—	75	40	35	282	60	20	—	20頃	青森県より	…	…	…	…	…	…	…
		35	4	2	—	65	35	30	179	39	8	—	49	浅茅野市街より	54	14.3	—	—	5.0	—	19.3
		36	3	3	—	70	28	42	172	54	17	—	53	37年小作として入地、53年入植	38	18.1	6.5	—	—	4.9	29.5

(資料)　出荷乳量は農協資料、1967年6月1日土地所有面積は「猿払村戦後開拓20周年記念誌」P66より作成。その他は、農家調査結果による。

(注)　1. ※は浅茅野トラクター利用組合の作業班に加わっていない農家を示す。
2. 入植年次に関して、□は戦前入植農家、○は開拓農家と認定されなかった戦後入植農家を示す。
3. №19は1986年離農、跡地には空知郡新十津川町の農家が転入した。
4. №14と16は兄弟、親子が各々開拓農家として入植し、2戸分の土地配分を受けた。
5. №2は1952年猿払村狩別に入植し、後に浅茅野台地に移転した。1967年6月1日土地所有面積は、狩別当時の数値である。

1） 1950年代以前（酪農の導入・定着）

浅茅野台地における酪農の導入は1932年に遡り、戦前入植農家は全て戦前期に乳牛飼養を開始している。戦後入植農家の場合、1950年代に乳牛が導入されており、入植後2～5年後に乳牛飼養を開始するのが一般的である（表2）。酪農は開拓の既定方針として当初から受け取められており、それを目的として入植した農家も少なくない。

戦後入植農家に対しては、開拓農家として認定されたか否かに関係なく、15haを基準として土地が配分された。開墾は人力と馬に依存したもので、この時期には相当の未利用地を抱えた状態であった。作付作物は、自給用の小麦・裸麦・そば等の麦・雑穀類、カボチャ等の野菜類、販売用の飼料エン麦・澱原馬鈴薯・菜豆類、それに自給飼料作物（牧草・デントコーン・家畜用根菜類）が加わるという構成である。当時、宗谷地域の主要畑作物であった澱原馬鈴薯は、1952年にようやく澱粉工場が建設される状況で[注11)]、澱原馬鈴薯を中心とする畑作が十分に展開したとはいえない。入植当初から酪農に意欲をもつ農家の中には、この時期の畑作を牧草播種のための土づくりと位置づけるケースもあったほどである。ただし、浅茅野台地は他地区に比べ野草が乏しく、また、種牡牛がM29所有の1頭のみで、積雪期には種付が不可能であったこと[注12)]等、乳牛飼養頭数はおのずから限界を有していた。戦前来の冬山造材を中心とする兼業収入が現金収入の相当部分を占め、未だ戦前農業の延長上にあったといえる。

2） 1960年代（酪農への専門化）

木材伐採作業にチェーンソーが導入され、馬橇からトラックに木材運搬手段が変化する中で、冬山造材は夏山造材に変化する。農家の造材兼業は農作業と競合をきたし、かつ、重要な販売作物としての飼料エン麦需要が減退していく。こうした林業の変貌を一契機として、従来の半自給的・零細畑作酪農経営と冬山造材との結合を維持することは困難化し、酪農への専門化の動きが顕在化する。

農家1戸当り乳牛飼養頭数は、1960年の4.5頭から1970年には22.3頭へと増加する（表3）。多頭化に伴ない、牛舎新築、ブロックサイロ・バケットミルカーの設置等、畜舎施設の整備も図られ（表4）、1960年代末には平均年間出荷乳量が50t以上に達する。

一方では農地の拡大と草地化が進展する。国道と天北線との間に挟まれた浜頓別町内の開拓財産約200haが、緊急増反地として浅茅野台地の農家（既存、開拓を問

表3　浅茅野台地における農業動向

		1960	66	67	70	75	80
農家数	戸	63	51	51	48	40	37
販売農家数	〃	…	51	51	48	40	36
経営耕地面積	10アール	4,641	5,038	7,951	8,886	10,337	14,024
うち牧草畑	〃	…	4,447	7,477	8,735	10,220	13,876
耕地以外の草地面積	〃	3,152	2,105	506	959	160	325
農家1戸当り耕地＋草地面積	〃	124	140	166	205	263	388
収穫面積 麦・雑穀・豆類	〃	825	…	…	1	—	—
収穫面積 いも	〃	470	…	…	8	4	1
収穫面積 工芸作物	〃	87	…	…	35	103	—
収穫面積 飼料作物	〃	2,571	…	…	8,436	10,222	14,000
収穫面積 計	〃	4,108	…	…	8,491	10,337	14,005
乳牛飼養 飼養農家	戸	59	51	51	47	39	37
乳牛飼養 飼養頭数	頭	264	538	689	1,047	1,718	2,274
乳牛飼養 うち2才以上	〃	…	400	436	844	1,173	1,589
農家1戸当り乳牛飼養頭数	頭	4.5	10.5	13.5	22.3	44.1	61.5
2才以上乳牛1頭当り牧草畑＋草地面積	10アール	…	16.4	18.3	11.5	8.9	8.9

（資料）1.　1960，70，75，80年については「農業センサス・農業集落カード」より作成。
2.　1966，67年については「北海道農業基本調査」の集落別集計より作成。

（注）1967年以降、永年牧草地の規定変更により、肥培管理実施牧草地が全て耕地に計上されていることに注意。

表4　浅茅野台地における畜舎施設の設置動向

（単位：件）

		1959年以前	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86
牛舎	新築	5	1	1	—	5	1	2	1	13	5	—	6	1	1	—	—	4	—	2	2	—	—	—	3	1	1	1	—
	増築	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	4	1	—	5	6	5	3	2	5	5	3	2	1	—	—	—	—	—
タワーサイロ	ブロック	1	1	—	—	—	1	1	1	4	3	3	9	1	2	8	1	2	3	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
	スチール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	1	—	1	1	1	1	5	7	4	1	1	1	—	—
	セラミック	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	コンクリート	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	—
バルククーラー	新設	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	5	9	4	6	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	増設・更新	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	3	1	1	6	1	1	—	1	4	4	—
ミルカー	バケット	—	—	1	—	5	4	5	—	1	—	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	パイプライン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	2	4	1	1	5	2	2	—	1	—	1	1	1	—

（注）1. 農家からの聞き取りによる。年次は誤差を含み、必ずしも厳密ではない。また、経営主の年令等の事情から回答を得れないケースがあり、回答分についてのみ表示したことに注意。

2. 1967，68年のバルククーラー設置は試験的なものである。

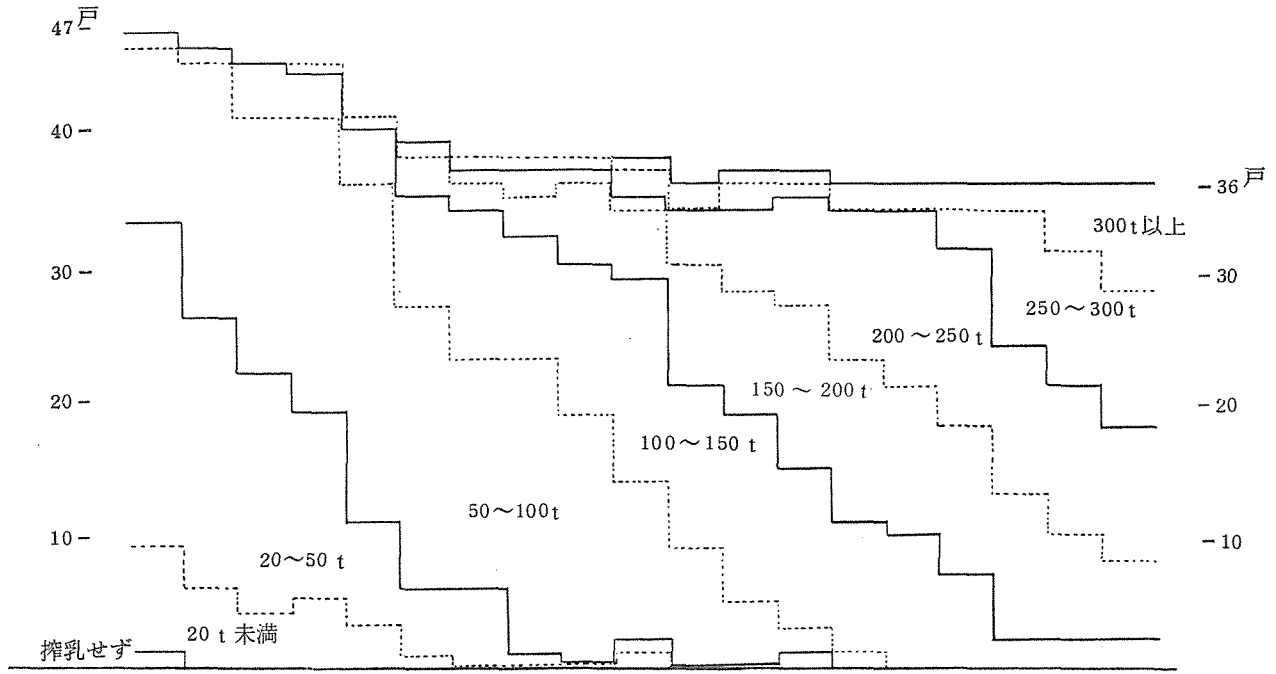
わず）に配分された。また、「過剰入植対策」「離農助成対策」[注13]によって生じた離農跡地の配分、その他開拓財産の付帯地としての配分等により、土地所有面積が拡大していく（表２）。緊急増反地の開墾・草地化は、発足直後の「北海道農業開発機械隊」[注14]によってブルドーザーを用いて実施された。のみならず、「機械隊」による機械開墾は、入植配分地の未墾地部分の草地化にも及んだ。作付は次第に牧草へ集中していき、１９６０年代後半には、根菜類（澱原馬鈴薯、ビート）が一戸当り２～３haほど作付されていたのを除くと、ほぼ全面的に草地化された（表３）。

こうした中で、酪農展開に重要な契機を与えたのが、１９６７～69年に実施された第１次農業構造改善事業である。この事業は、１つに、単独融資事業を通じ上述の畜舎・サイロの建設を促進し、２つに、「浅茅野トラクター利用組合」設立によって圃場作業のトラクター化を実現した。浅茅野台地には５つの農事組合があるが山形開拓農家を中心とする第１、２、４農事組合、既存農家を中心とする第３、５農事組合を組み合わせた２つの作業班が編成され、牧草収穫に関する機械利用・作業の共同化が図られた。[注15]

３）１９７０年代以降（酪農経営の大規模化）

１９７０年代以降、酪農経営の多頭化が顕著に進む。経産牛１頭当り乳量水準の向上も相俟って、１戸当り年間出荷乳量は、１９７０年の57tから１９８５年には259tに増加した（図２）。こうした酪農経営の大規模化は、一部農家に限られた動きではない。農家数の減少テンポが以前に比べ大幅に鈍化していること、[注16]１９７７年以降出荷乳量に関する変異係数（C．V．）が低下傾向を示すことから、全体的な大規模化の進行をみることができる。

酪農経営の大規模化は、次のような機械施設の整備・拡充、草地の拡大・更新によって可能となった。第１に、１９７０年に開始されるバルククーラーの導入、その後の畜舎の新増築、気密式大型サイロ・パイプラインミルカー等にみられる畜舎施設の整備・拡充である。とりわけ、バルククーラーの導入（第２次農業構造改善事業）は、水槽での牛乳缶冷却を不要化し、馬橇による集乳所までの運搬が必要であった冬期生乳搬出をタンクローリーによる庭先搬出に転換することによって、大幅な労力軽減をもたらした。また、バルククーラー導入に伴なう三相電化により、パイプラインミルカー、バーンクリーナー、自動給餌機といった畜舎施設の使用が可能となった。これらを通じ、バルククーラーの導入は、酪農経営の大規模化に重要な画期を与えた。



年次		1967	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85
A	平均(t)	38	48	52	57	69	88	98	105	109	126	152	164	173						
	C.V.(%)	57	50	51	55	51	50	50	48	41	48	42	40	42						
B	平均(t)	45	55	58	67	77	93	102	109	113	134	155	167	177	186	189	209	231	243	259
	C.V.(%)	45	42	44	41	42	45	48	47	40	44	41	39	39	37	34	33	31	31	33

図２　年間生産乳量分布の推移（浅茅野台地）

（資料）　猿払村農協・猿払村ホルスタイン改良同志会『岩高蘭』（Ｐ458～Ｐ474）および農協資料より作成。

（注）　Ａは当該年次の全農家、Ｂは現存農家に関する数値。1980年以降の離農はない。

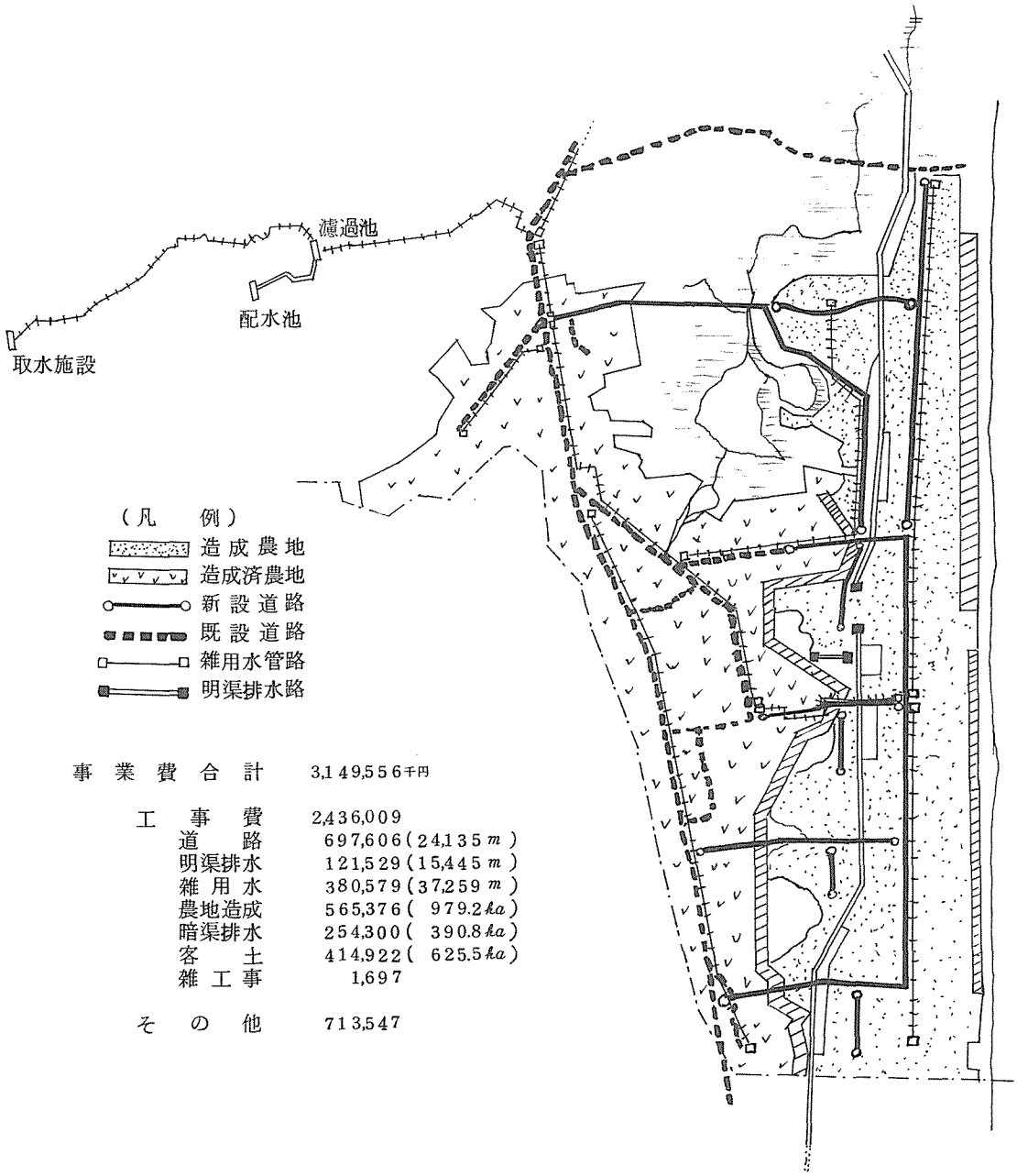


図３　国営農地開発事業・道営営農用水事業の概要

（資料）　北海道開発局稚内開発建設部天北中部農業開発事業所「国営農地開発事業浅茅野第２地区竣工概要書」（１９８２年３月）より作成。

第２に、草地の大規模な造成・更新である。１９７０年代以降の農地拡大は、離農跡地購入以上に、１９７２～81年に実施された国営農地開発事業（浅茅野第２地区）による草地造成を通じて行われた。この事業は道営営農用水事業と並行して実施され、図３にみるように、浅茅野台地の様相を一変させる程の事業規模・事業内容を有していた。草地造成は、王子製紙（株）の社有林762 haと共有地 218haを合わせた980 haを対象としたもので、農協有の公共育成牧場用地約150 haを除いた約 830haが浅茅野台地の全農家に配分された。また、1980年代に入り、浅茅野第２地区の北西部に位置する国営開拓パイロット事業浅茅野地区（浅茅野第１地区）の農地約120haを共同購入し、希望者に貸付けている（表２）。国営開拓パイロット事業は、中頓別町30戸、猿払村７戸の酪農家を移転入植させる目的で、浅茅野第２地区に先立ち、547 haの草地造成等を内容として実施された。しかし、中頓別町からの移転入植が進まぬ中、短期賃貸借によって浅茅野台地の農家が利用していた農地等を、農協が仲介者となり一部を共同購入したものである。[注17)] さらに、自給飼料生産向上特別対策（１９７８～80年）、公社営畜産基地建設（１９８１～85年）により、国営農地開発事業の客土用地等の草地造成が図られ、同時に国営開拓パイロット事業地区を含めた草地更新が大規模に実施された。これらを通じ、１９７０年時点で平均20 ha程度の草地面積が３倍化した。現在、平均60 haに達する草地は、開拓配分地を中心とする住居・畜舎周辺地を放牧地ないし放牧採草兼用地とし、国営農地開発事業・パイロット事業地区内の１～３ケ所の飛地を採草地として利用するのが一般的である。

第３に、草地拡大に伴ない圃場作業の機械化も高度化した。１９７０年代前半には、第２次農業構造改善事業、でんさい酪農振興対策、１９７０年代後半には、前述の自給飼料向上特別対策、公社営畜産基地建設といった事業が実施された。一連の補助事業は、畜舎施設の整備拡充、草地の造成・更新とともに、圃場作業機械の保有台数の増加、機種の大型化・高性能化をもたらすことになる。それを条件として、浅茅野トラクター利用組合の作業班体制も大きく変化していく。１９７３年には、従来の２作業班体制から農事組合単位に５作業班体制となる。さらに、１９７９年には第３農事組合が細分化し、計７班体制となる（図４）。この過程で、離農農家以外に２戸が作業班から脱けるが、牧草収穫共同組織一般にみられる個別化傾向[注18)]は顕在化せず、牧草サイレージ作業や牧草更新に伴なう堆肥運搬作業を中心に、共同作業体制が再編強化された。また、乾草収穫作業は第３農事組合の３つの作業班のみが共同作業を実施しているが、国営農地開発事業の当初は、事業の遅滞[注19)]も加わり造成済面積が狭小であったため、農地の当初個別配分計画を無視して作業班単位に草地を

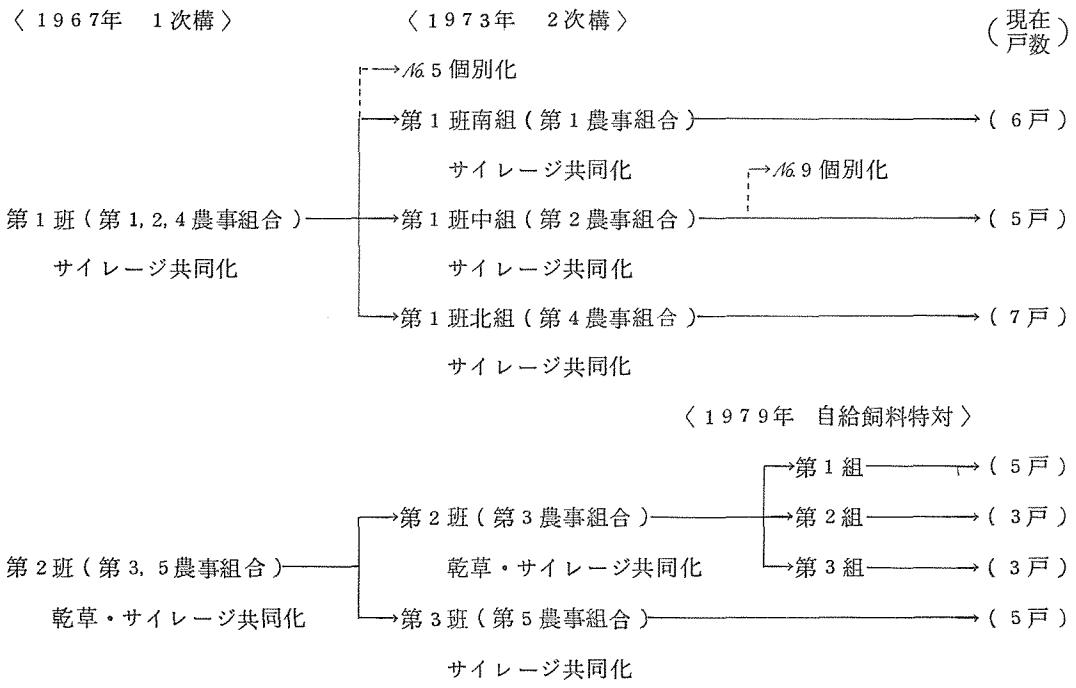


図4　浅茅野トラクター利用組合における作業班体制の変化

配分し、共同収穫した乾草を作業班内で現物配分するという対応が全作業班で行なわれた。

なお、この時期には、経営規模拡大のみならず、酪農経営の集約化に関する取り組みが強化されたことも特記される。猿払村ホルスタイン改良同志会の再建発足（1973年）や猿払村乳牛検定組合の設立（1975年）により、乳牛個体管理に関する組織的取り組みが本格化し、浅茅野台地の酪農家も多く参加している。また、浅茅野台地独自に後継者層を中心とした研究会（ディリーリサーチングクラブ）が1977年に設立され、乳牛共進会をはじめとする活発な活動を展開している。草地に関しても、道立天北農試等の指導下で、ルーサンの作付という注目すべき取り組みが拡がりをみせている。

(3)　物的環境整備の意義と手段

以上のような酪農展開は、決して直線上の発展経路を進んだのではない。酪農経営の専門化・大規模化は、幾度かの重大な経営問題に直面し、段階的に進行した。

経営問題の多くの部分は、農業開発の新開性に起因する社会資本ストックの低位

性に発している。それゆえ、個別経営や集落による独自対応のみでは解決しえず、数々の補助事業の導入を通じた物的環境整備が図られた。その一端は既に触れたが、ここでは問題局面を具体的、包括的に整理し、物的環境整備の意義について検討する（図5参照）。

酪農経営の専門化・大規模化を図る上で、粗飼料の確保が不可欠であることはいうまでもない。浅茅野台地の場合、草地の造成・更新による粗飼料基盤の面的拡大、トラクター化による圃場作業の省力化が、各種補助事業を通じて達成されてきた。

その際、見逃せないのが道路整備の進展である。トラクター化は、一定の幅員等の条件を備えた整備された道路網を必要とする。開拓の開始以来、道路の敷設・砂利敷は小規模な整備が実施されてきたが、トラクター化を前提とした路面整備が行なわれたわけでなく、融雪期や降雨後、泥濘状態と化すことがしばしばであった。国営農地開発事業は、こうした既設農道の路面整備を含め、海岸寄りの増反地と国道を繋ぐ大規模な路線網を実現した点で画期的であった（図3）。

道路整備はトラクター化を可能にしただけではない。トラックによる生乳の庭先搬出、生産資材搬入を実現し、獣医等の交通路を確保することに結びつく。[注20)]さらに国営農地開発事業の着工とほぼ同時に進められたバルククーラーの導入は、生乳のタンクローリー搬出に伴ない、冬期除雪体制の確立と従来着手されなかった私道整備（拡幅、砂利敷）を促進した。私道－村道－国道を繋ぐ冬期交通路が確保され、年間を通じた購入飼料のトラック搬入等が実現した。

こうした道路整備の進展にあたって、国営農地開発事業による増反地の創出は、従来私道扱いとされた一部の農道に公共性を付与し、村道認定の根拠を与えた。除雪を含めた農道整備の責任は行政側に移行し、道路整備促進を条件づけた。

このように、道路整備は、トラクター化、バルククーラー導入、農地造成等の事象と多面的な関連を有している。それは、生産面に限らず、生活面についても指摘される。国道238号線を中心に約7㎞にわたって住居が点在する浅茅野台地は、浅茅野市街地に隣接する北端に小中学校が所在し、南東部に位置する農家は浜頓別町内に子弟を通学させていた。それが道路整備によりスクールバス運行が実施されて以降、浅茅野小中学校への通学が実現した。また、日常交通手段として乗用車が普及するのも、バルククーラー導入を契機に農道除雪体制が確立して以降である。それ以前は、食料品購入は、鉄道で浜頓別町に行くか、品揃えの乏しい農協支所、浅茅野市街地に行くかであった。

道路整備以外にも、物的環境整備が生産と生活の両面にわたって多面的な意義を

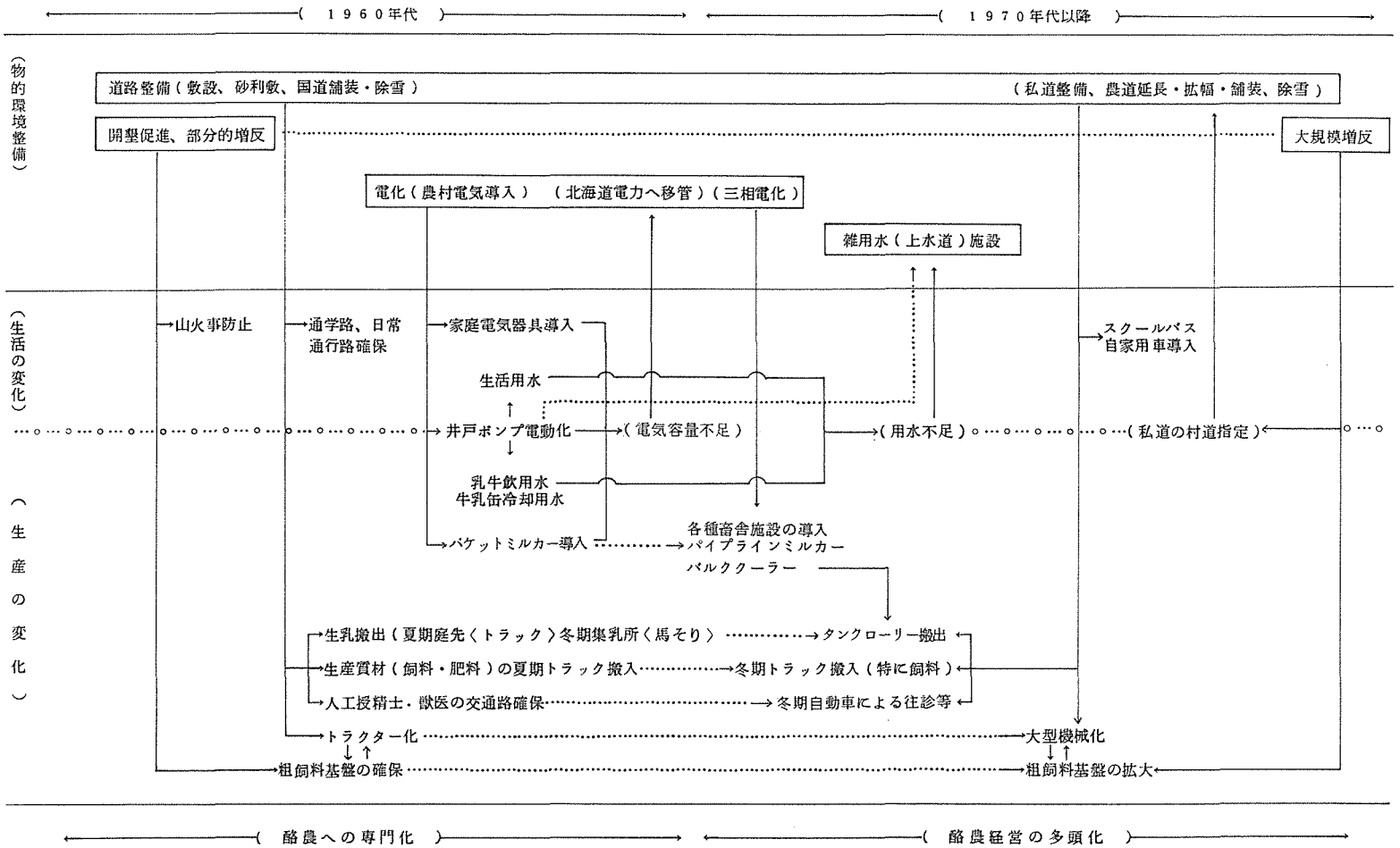


図５　物的環境整備がもたらす浅茅野台地の生活・生産の変化（模式図）

もった場面は多い。例えば草地造成は、一面で「火入れ」による山火事発生原因となったが、他面では、可燃性の笹原を不燃性の草地に変えることにより、長期的な山火事防止対策となった。[注21)] また、1960年代前半に実施された農村電気導入は、井戸汲上げポンプの電動化、バケットミルカーの導入、家電器具導入を実現した。しかし、「隣でアイロンを使っているとミルカーを使えない」という状態であり、容量の少ない電力をめぐる生産と生活の競合状態が存在した。容量不足は、間もなく北海道電力への移管、三相電化によって解消されていく。同様の問題は、用水について、一層深刻に現われた。すなわち、急速な多頭化に森林乱伐が加わり、冬期間井戸が枯渇する問題が発生した（1975年前後）。このため、入浴ばかりか生活用水にも不足する事態となった。用水不足は、1980年、道営営農用水事業によって雑用水施設が完成し解決した。

このように、物的環境整備の意義は多義的である。酪農経営の専門化・大規模化の基礎的条件をなすばかりでなく、生活環境改善にとっても有意義であった。しかるに、繰り返し指摘したように、その多くは酪農関連の施策導入を通じて実施された。例えば、国営農地開発事業・道営営農用水事業は、「積雪寒冷地のため、農業立地条件は経営及び作目に対し著しい制約を受ける（ママ）ため、酪農による安定した寒地農業経営の確立を計ることを目的としている」。事業目的は限定的である。

農家・住民の観点に立脚すれば、目的限定的な酪農関連施策の導入は、生産・生活の両側面において必要とされた物的環境整備を一体的に推進する手段であったといえる。さらに、酪農経営の専門化・大規模化も狭義の個別農業経営目標の追求にとどまらない。生活環境改善を付随する地域的な農村整備目標の集約点として追求されたと考えられる。

3　集落組織の現状と展開

(1)　集落組織の現状

1986年7月末時点で、猿払村は1,071世帯、3,517人の人口を数える。また、「1985年農業センサス」が示す農家世帯・農家人口は、118戸、499人である。農家の占める割合は比較的小さい。[注22)]

これらの世帯・人口は、11の部落会・自治会に組織され、さらに120の班組織が存在する。部落会・自治会は、住民の自主的な申し合わせ団体であると同時に、村役場と連携をもつ広義の行政組織として機能している。猿払村の場合、「部落会長

・自治会長連絡協議会」を通じて村役場と部落会・自治会との連携体制が作られている。協議会に対し、村から助成金10万円が支給されており、部落会長・自治会長は協議会の活動として村役場からの連絡・取りまとめ等の仕事に携わる。[注23)]

一方、農家の地区組織として18の農事組合と5の酪農振興会がある。農事組合は農協の下部組織であり、農事組合長を通じ農協との連絡や生産資材・実習生受入れ等の取りまとめが行なわれる。酪農振興会は、酪農家の自主的申し合せ団体であるが、部落会・自治会や農事組合と同様、全酪農家を組織している。農政活動、団体育成、牛舎衛生、農作業事故対策等が基本活動である。地区単位の酪農振興会は、「猿払村酪農振興会連合会」を組織し、さらに、その上部団体の「北海道酪農協会」「同東天北支部」と繋がる。11の部落会・自治会、18の農事組合、5の酪農振興会の関係は、農家の分布の偏りを反映し、各地区毎に一様ではない。浅茅野台地においては、1部落会、5農事組合、1酪農振興会である。以下、浅茅野台地に限定して各組織の活動内容と機構・運営を概説する。

1）部落会

部落会は非農家を含めた浅茅野台地全住民を構成員とする組織である。部落会の活動は、日常的な文書回覧や会館（研修施設）の維持管理等の外、総会（1月）、行政懇談会（1月）、浅茅野市街自治会と共有する浅茅野神社祭典（8月）、盆踊り（8月）といった年中行事がある。財政活動についてみると、1985年度の収入決算額は約85万円である。主な財源は、前期繰越金25万円、会費27万円（1戸1月500円）、役場からの報償金・研修施設助成金19万円、酪農振興会からの盆踊り助成金7万円等である。この外、村道防雪棚の取付作業を村から委託されており、その手数料収入4.5万円も計上されている。支出決算額は約64万円である。会館維持費11万円、慶弔費10万円、役員報酬6万円が支出されているが、その他の多くは行政外郭団体等への助成金、寄付金である。社会福祉協議会、日本赤十字、防犯協会、保護司会、中学校PTA、消防後援会、部落会長、自治会長連絡協議会、浅茅野神社、綱引大会、4Hクラブ（盆踊り大会助成金として）に対し合計30万円余りが支給されている。

部落会の役員は、会長、副会長、会計、書記各1名、監事2名の計6名である。仕期は3年で選挙によって選ぶ規則だが、会長、副会長は名誉職として扱われ、部落会設立以来変化していない。[注24)]また、書記は猿払村農協浅茅野支所長が担当しており、支所長が変わらない限り不変である。浅茅野支所は、1959年の農協合併時に旧浅茅野農協を支所として残したもので、現在支所が担当する地区は浅茅野台地の

みである。[注25)] 部落会に限らず、後述する酪農振興会、農協婦人部、ディリーリサーチングクラブ等の事務局も支所長が担当している。

こうした役員体制は、農事組合長によって補佐される。農事組合長は、各農事組合単位に1～2年任期の輪番制で選出される。ただし、第3農事組合は№21～№25と№26～№31の2つの小班に分けていることから、浅茅野台地には計6名の部落会班長がいることになる。村役場との関係において、6名の班長は「行政事務連絡員」として名簿が把握されている。村役場からの連絡文書は班長に郵送され、各農家に回覧される。葬儀の際の対応も農事組合単位で行なわれ、さらに、部落会が対処すべき特別な問題が生じた時には、農事組合長が部落会役員の相談役となる。

このように、部落会活動は、村役場や行政外郭団体と住民のパイプとしての伝達・財政事務が中心であり、独自活動といえる領域は少ない。これらの多くはルーチンワークと化し、支所長・班長といった事務ルートで対処される。それゆえ、部落会長・副会長は名誉職としての性格が強まらざるをえない。

ところで、9戸の非農家が部落会に関わる度合いは極めて小さい。9戸のうち4戸が第3農事組合、5戸が第5農事組合に編入されているが、部落会役員人事が固定化していること、農事組合長にはなり得ないこと等の事情から、運営責任者として関与することはない。また、総会等の行事が日中に開催されることもあってか、行事への参加も稀である。ただ、会費は同額負担しており、文書回覧も、第3農事組合は同組合に属する部落会長、第5農事組合は同組合長を通じて行なわれている。[注26)] 形式上非農家を含む住民組織ではあっても、実質的な運営において非農家の関与が行なわれていない点が注目される。

2）酪農振興会

酪農振興会は、浅茅野台地の全酪農家を構成員とする生産者の組織である。上部団体の「猿払村酪農振興連合会」は、1986年度の事業重点推進項目として、「酪農畜産基本政策運動の実施」「地域酪農振興対策」「生産性向上対策」等を掲げており、活動領域は酪農経営に直接関係する問題に限定されている。しかし、地区組織としての浅茅野酪農振興会の活動領域は広範囲に亘り、集落組織の中で酪農振興会は中核的位置を占めている。

その一端は、財政収支にみることができる（表5）。1985年度収支決算によれば、財政規模は約335万円である（1戸当り93万円）。収入面での特徴は、農協乳業より還付される脂肪差益金・助成金を農家に分配せず、酪農振興会の財源に組み

表５　浅茅野酪農振興会１９８５年度収支決算

収入		支出	
前期繰越金	７６４,７９１	振興費	８７４,９６４
		研修旅行費用	６８９,９６４
		役員報酬	１８５,０００
会費	４１３,０００	育成指導費	７４７,１３７
会費（３６戸）	３６０,０００	婦人部（連協）	２３０,０００
歓送迎会費	５３,０００	ＡＤＲＣ	１５０,０００
		老人クラブ	５０,０００
		４Ｈクラブ	３０,０００
		綱引大会助成	３３,０００
振興費	1,７０１,７００	盆踊助成	７０,０００
脂肪差益金	1,５９６,７００	婦人部旅行助成	９０,０００
農協乳業助成金	１０５,０００	若妻会旅行助成	４５,０００
		共進会、綱引祝勝会	４５,０６７
		交際費	４０２,３５６
負担金	３５０,０００	学校先生歓送迎会費	１７８,２３６
（研修旅行、１４名）		餞別（３名）	３６,０００
		海外研修餞別	１０８,５３０
		・壮行会（５名）	
雑収益	１１６,３１７	お歳暮	６９,５９０
貯金利息	１１,３１７	婦人部花見、新年会寸志	１０,０００
歓送迎会寸志	３０,０００	冠婚葬祭費	３８０,５１１
顕賞碑祭寄付	１５,０００	顕賞碑祭	３０１,７５１
共進会副賞	２０,０００	香典、祝金、見舞（8件）	７８,７６０
立替金	４０,０００	会議費	６５,０８５
		総会費	２４,１１２
		役員会費	４０,９７３
		助成金	１４２,０００
		（研修施設へカラオケ）	
		立替金	１５０,０００
		（カラオケ器具代立替）	
		雑費	２２,２５５
		清掃労賃	５,０００
		手形利息、印紙	２,２５５
		４Ｈクラブ花壇	１５,０００
		定期預金	５００,０００
		次期繰越金	６１,５００
計	3,３４５,８０８	計	3,３４５,８０８

（資料）　浅茅野酪農振興会 1985 年度総会議案より作成。
（注）　計上費目を若干入れ替えた箇処がある。

込んでいる点である。これは、「乳量割」の会費という説明が付されている。支出面では、集落内部の各種団体への助成金が注目される。育成指導費に計上されている金額は75万円の多額に達し、婦人部やＡＤＲＣ（浅茅野ディリーリサーチングクラブ）はともかく、老人クラブ、４Ｈクラブ、盆踊り助成といった酪農経営に直接関係しない団体にも助成金が支給されている。同様の傾向は学校先生歓送迎会、香典、祝金、見舞、研修施設のカラオケ設置費用助成にもうかがわれる。財政規模の大きさと、冠婚葬祭等の生活関連を含む支出範囲の広さを特徴点として指摘することができる。

こうした財政を基盤とした酪農振興会の活動を具体的にみてみよう。まず、酪農振興会の行事は総会に始まる。開催日は年によって変動があるが、１９８５年度は４月であった。毎年５月10日には酪農顕賞碑祭が開催されている。酪農顕賞碑は、１９６８年「開道百年を記念し、浅茅野酪農民の融和と団結を誓い、将来への発展の願いをこめて、浅茅野酪農振興会が、村とホクレン、雪印・森永両乳業会社の協賛のもとに……建立した」[注27)]ものである。村・農協等の関係機関幹部、関係職員、浅茅野市街自治会長、浅茅野台地の非農家等を招待し、盛大な祭典・宴会が行なわれている。５月末には研修旅行が実施される。例年２泊３日の日程で行なわれ、１９８５年度は十勝・音更町の農協乳業工場等の視察、札幌市内観光というコースが組まれている。慰安旅行を兼ねた内容で、この旅行の参加者は農協支所長を含め15名であった。７月から８月にかけては、村全体で開催される酪農祭（乳牛共進会）、綱引大会、酪農民運動会に浅茅野酪農振興会として参加する。

次に、各種補助事業の導入や独自の経済事業の実施、事業推進とその過程で生じた収益・資産の運用に関する意思決定が酪農振興会によって行なわれている。事業推進、収益・資産運用の実際は、次項で説明する酪農振興会関連組織、すなわち浅茅野台地トラクター利用組合、浅茅野共有財産管理クラブ、浅茅野牧場管理組合によって取り組まれている。これらの酪農振興会関連組織は、独自の体制と会計を有しているが、その設立や組織再編等の基本方針は酪農振興会の意思決定に従がっている（後述）。

さらに、村議、農業委員、農協役員等の選挙ないし地区代表者選出にむけた取り組みが指摘される。浅茅野台地酪農振興会における内部協議や選挙運動を通じて選出された役職人数は、村議１名、農業委員４名（うち１名は共済組合推薦）、農協役員４名（理事３名、監事１名）、農協役員推薦委員３名、共済組合総代１名、共済部長（連絡員）４名である。[注28)]主要な役職が網羅されており、地区代表者選出の母

体組織としての機能は酪農振興会に集中している。

以上のように、酪農振興会は、財政規模の大きさと支出範囲の広さ、主催行事の重要性、事業実施や地区代表者選出等における裁量権の大きさといった点において集落組織の中核的位置を占め、集落活動の広範囲に対し影響力を有している。当然、外部諸組織と農家とのパイプとしての機能も強い。農協との日常的な連絡・取りまとめ事務は、直接農事組合長を通じて行なわれているが[注29)]、農協の地区別懇談会、農業改良普及所の営農懇談会は酪農振興会を単位に実施されている。また、補助事業導入等に関する村役場との話合いや交渉も酪農振興会が窓口となる。浅茅野台地における酪農振興会の機能は、猿払村酪農振興連合会の地区組織としての範囲をはるかに越えている。

ところで、酪農振興会の運営は10名の役員、2名の顧問によって行なわれ、それに支所長が事務局として加わっている。10名の役員は、会員の無記名投票による上位5名と各農事組合代表者5名で構成される。10名の中から互選で、会長、副会長2名、会計、監事2名が選出される。任期は3年である。役員会は年3～4回程度開催されているが、日常の事務は会長や会計の裁量で決済されており、役員会の議題は年度予算計画・決算報告、研修旅行計画、お歳暮配布先確認等の外、時々の重要案件である。会長は、猿払村酪農振興連合会役員に加え、猿払村農作業交通安全協会支部長も兼ねている。このため、農作業交通安全協会の事業報告が酪農振興会の総会・役員会でなされ、また、協会の募金も酪農振興会から農事組合を通じ集められている。

なお、顧問は歴代会長経験者である。現会長は3代目であり、いずれも2～3期就任している。会長に限らず役員は長期在任者が多く、集落内のリーダーが集中している。集落内諸組織の役員人事の中で酪農振興会は最も重視されており、人材的にも集落組織の中核を占めている。

3）酪農振興会関連組織

浅茅野トラクター利用組合、浅茅野牧場管理組合、浅茅野共有財産管理組合（ＡＣＰＭ）の3者は、設立の経過および以後の活動内容からみて、酪農振興会と一体的な関係をもつ組織である。酪農振興会が導入・企画した事業の実行組織ということもできる。

浅茅野トラクター利用組合は、前述のように、7つの作業班をもつ牧草収穫共同組織である。酪農振興会との関係は、振興会の決定にもとづき各種補助事業が実施

され、利用組合に農業機械が配備された点に見出される。しかし、それにとどまらず、利用組合の保有する農業機械が酪農振興会の実施する事業に利用される場面もある。例えば、国営農地開発事業当初の草地造成は、施肥・播種を利用組合全体で実施している。より以上に、私道の砂利敷は、酪農振興会を通じて業者から購入した砂利を利用組合のトラック等を用い運般・ならし作業が行なわれている。この場合、費用の清算は、砂利購入費は酪農振興会、機械費用・労賃は利用組合で行なわれている。また、利用組合ではペーローダー（大型除雪機）を所有している。現在の除雪体制は、農協がホクレントラックに委託契約し、浅茅野市街や村道部分（村から農協へ委託）を含め実施されている。[注30)]後述するように、バルククーラー導入以降、初期の間は浅茅野酪農振興会が除雪を実施していた経緯があり、利用組合でペーローダーの保守管理が行なわれてきたのである。このペーローダーは、現在は農協に年間60万円で賃貸されている。このように、酪農振興会が実施する事業において利用組合有の機械を利用する場合、あるいは労働力の出役が必要とされる場合、利用組合が動員され、利用組合会計で処理されている。

浅茅野牧場管理組合は農協営育成牧場の管理組織である。国営農地開発事業地区内の採草不適地約150 *ha*（村有地）が牧場用地とされたもので、7牧区に区分され、牧区当り30頭の収容能力をもつ。預託期間は夏期（昼夜放牧）のみで種付は行なっていない。利用者は、18ケ月 未満の月令の低い乳牛を浅茅野牧場に、高い乳牛を種付が行なわれる別の農協営育成牧場に預託することになる。現在の預託実績は150～160頭で、浅茅野台地の農家だけが利用している。*No.* 2 と *No.* 15の経営主2人が実際の牧場管理を担当しており、農協臨時雇として月額13.5万円の給与が支給されている。牧場管理組合では、預託申込みと牧区割当てが行なわれる外、牧場の維持管理（牧柵補修等）がなされ、出役労賃を含む諸経費を農協に請求する仕組みである。

浅茅野共有財産管理クラブ（ＡＣＰＭ）は、「浅茅野台地酪農民の和と協同の精神によって蓄積された財産を守り、有効に利用し合いながら、酪農発展に寄与する事」（規約第1条）を目的に掲げ、次の事業を行なうことを定めている（規約第4条）。①経営の近代化及び生産の拡大に関する事業、②酪農経営者が後継者に経営移譲した時、もしくは同等の年令に至った時、永年の労苦に感謝して旅行のプレゼントをする事業、③その他第1条の目的を達成するための必要事業。

活動の実際は、②のプレゼント旅行以外の行事はなく、財政活動が主要な内容となる。1985年度収支決算によれば、年間の財政規模は2,746万円に達している(表6)。収支の基本は、会費（1戸年間5千円）、負担金（同3万円）、開拓パイロ

表6　浅茅野共有財産管理クラブ1985年度収支決算

収	入	支	出
前期繰越金	650,763	プレゼント費	4,686,998
		（15名分旅行費用）	
		会議費	85,471
会費	185,000	総会費	24,112
（37名分）		役員会費	61,359
		事務費	34,300
		（印鑑証明、印紙）	
負担金	1,110,000		
（37名分）		役員報酬	195,000
		記録費	104,470
		（写真代）	
草地利用料	4,162,300		
開拓パイロット地区	2,662,300	草地利用料	1,500,000
国営農地開発地区	1,500,000	（国営農地開発地区）	
		草地更新費	9,133,000
		（開拓パイロット地区）	
立替金	2,717,562		
（堆肥運搬代）		草地造成費	237,870
		（開拓パイロット地区）	
		償還金	651,779
繰入金	16,918,215	開拓パイロット地区関係	610,895
（定期預金）		国営農地開発地区関係	40,884
		手形借入金返済	6,032,498
手形借入金	1,682,000	元金	6,012,000
		利息	20,498
		雑費	287,600
雑収入	38,100	堆肥運搬台購入費	270,000
（貯金利息）		婦人部花見、新年会寸志	10,000
		香典	5,000
		交換分合費用	2,600
		次期繰越金	4,514,953
計	27,463,939	計	27,463,939

（資料）　浅茅野共有財産管理クラブ1985年度総会議案より作成。

ット事業地区草地利用料（中頓別町農家より購入した約120haの内、草地造成済農地約72ha分、10アール当り 3,700円）、定期預金繰入金による収入、およびプレゼント費、開拓パイロット地区草地更新費・造成費、償還金による支出である。このうち、負担金は、共有していた定期預金を1戸当り60万円の個人名義に切り替え還元した経緯があり、主にプレゼント旅行費を補塡する趣旨から3万円（還元金の5％相当）を徴収しているものである。したがって、煎じ詰めると、主としてプレゼント旅行費に充当される定期預金運用と、開拓パイロット地区における土地購入・草地整備・貸付が財政活動の2本柱といえる。

一方、立替金、手形借入金は当座的に発生した費目である。前者は、農協営育成牧場で生産されるオガクズ堆肥を農協助成（大型ダンプ1台の運送費 6,000円に対し4,500円助成）により国営農地開発事業地区（浅茅野第2地区）へ運搬していたのが、運搬量が予想を大きく上廻ったため、農協からホクレントラックに支払うべき運送費を立替えたものである。また、手形借入金は、運送費立替金およびプレゼント旅行費不足分に充当したものである。また、雑費支出に堆肥運搬台購入費[注31)]27万円が計上されていること、表に記載されていないが、国営農地開発事業賦課金の利息分595万円がＡＣＰＭ会計を通じて一括支払いされていることにも留意したい。ようするに、ＡＣＰＭ財政は非常に弾力的に運用されており、他の集落組織の財政では費目化しえない問題に対処したり、資金移動パイプとしての役割を果たす等の機能を有している。

もう1点、ＡＣＰＭの注目すべき機能として浅茅野台地における農地管理機能があげられる。それは1つに、開拓パイロット事業地区120haの草地整備と貸付がある。2つに、国営農地開発事業地区における農地賃貸借の仲介である。草地面積の余裕、通作距離、土壌条件等の事情から貸付に出された50haの農地が、ＡＣＰＭを通じて借入希望者に配分されており、借地料もＡＣＰＭ会計（草地使用料）を通じて支払われている。なお、1986年調査時点で、賃貸借面積45ha、借手8戸、貸手6戸、借地料3千円／10ａであった。3つに、1戸の離農農家（浅茅野台地在住）の農地23haを、上と同様、3戸の農家に仲介・賃貸している。ＡＣＰＭの会費・負担金が37戸分となっているのは、この離農貸付農家を会員に加えているためである。4つに、国営農地開発事業関係の残務処理として、農地配分の未調整部分に要する交換分合や登記等の費用負担[注32)]、農協営浅茅野牧場用地の確保をめぐる村有地と農家配分地との交換分合[注33)]、事業参加予定ながら途中離農離村した農家の未墾地取得資金償還[注34)]（表の国営農地開発地区関係償還金）等が行なわれている。このように、浅茅

表7　主要集落組織に関する役員の分布状況

農組事合	作業班	農家/16	経営主年令	部落会	農事組合長	酪農振興会	ACPM牧場管理組合	トラクター利用組合	備考
第1農事組合	第1班南組	1	59	副会長		○	○		民生委員
		2	55			○	監事		
		3	41		○				
		4	54					会計	
		5	33						農業委員
		6	52			副会長	会計		農業委員、農協理事
		7	41						
第2農事組合	第1班中組	8	46	監事	○			監事	
		9	35						
		10	44						
		11	49			○	○		
		12	30						
		13	59			＊4		＊5	
第4農事組合	第1班北組	14	57			会計、顧問	監事	○	農協理事、共済組合総代
		15	57			会長	副会長		農業委員
		16	56			監事	○	副組合長	
		17	55		○				
		18	35						
		19	52						
		20	74						
第3農事組合	第2班1組	21	55	＊1 監事					
		22	34						
		23	30					監事	
		24	35		○				
		25	34						
	第2班2組	26	56						村教育長、農協監事
		27	35	＊2 会長		＊2 顧問			
		28	39					○	
	第2班3組	29	59			○	会長	組合長	農協組合長、村議、共済組合理事
		30	38		△(班長)	副会長	○		農業委員
		31	30						
第5農事組合	第3班	32	51		○	監事	○		
		33	48						
		34	55						
		35	45					○	
		36	29	＊3 会計					

（注）＊1～4は前経営主、＊5は後継者である。年令は順に67才、65才、61才、75才、35才である。

野台地においては、国営農地開発事業や開拓パイロット事業地区における草地整備に関し、ＡＣＰＭを窓口とした内外への対応が行なわれており、さらに、構成員農家に関係する農地移動の全てがＡＣＰＭの仲介によって調整されている。

次に、これらの酪農振興会関連組織の機構・運営について説明する。

浅茅野トラクター利用組合には８名の役員がいる。役職の構成は表７に示した通りで、役員任期は２年である。役員は７つの作業班の班長が担当することになっているが、第１班北組（第４農事組合）はトラクター・作業機セットが２組編成されているため、２名の役員を出している。総会は春季農作業前に開催され、利用料金・出役労賃等の設定が行なわれている。ただし、利用組合の会計はあくまで各作業班毎の独立採算制がとられ機械の保守管理方法（個別農家管理、作業班管理）も作業班により異なる。役員＝作業班長の選出方法も統一されていない。なお、会計実務は農協浅茅野支所の女性職員が一括して担当している。作業班毎の独立採算制ながら、統一した利用料金・出役労賃設定が行なわれるのは、利用組合が酪農振興会の実施する事業に動員されるという事情に加え、会計実務面での効率化の要請によるものとみられる。

浅茅野トラクター利用組合は、酪農振興会と事業面で協力関係にありつつ、機構・運営上の独自性をもつ。しかし、浅茅野牧場管理組合とＡＣＰＭは、役員構成が酪農振興会と重なり合い、機構・運営上、一体的な関係にある（表７）。ＡＣＰＭの役員会や総会は、形式的には酪農振興会と区別されているが、同一日時に開催されており、浅茅野牧場管理組合については、組織の有無も明確に意識されていない。両組織と酪農振興会との一体的関係は、事業活動面以上に機構・運営面について指摘される。

４）その他

以上の外に、集落組織として、農協婦人部、若妻会、ディリーリサーチングクラブ、４Ｈクラブ、浅茅野市街自治会と合同した老人クラブ、浅茅野神社といった組織がある。このうち、農協婦人部とディリーリサーチングクラブについて簡単に説明を加えておく。

まず、婦人組織は３つの農協婦人部支部、若妻会（サンクラブ）とそれを統合する浅茅野台地婦人部連絡協議会がある。農協婦人部支部は、浅茅野山形支部（第１、２、４農事組合に対応）、浅茅野第３（第３農事組合）、浅茅野若葉（第５農事組合）であり、かつては支部単位の活動が中心であったが、現在は連絡協議会のウェイトが高い。連絡協議会の活動は、１月の新年会、５月の観桜会、村内研修、村農協婦人部研修旅行、各種講習会、研修施設清掃等である。協議会役員（会長、副会

長、会計）は各支部長が担当し、支部の輪番で3つの役職を担当する。ただし、1984年より若妻会が3支部と同格の位置づけを与えられ、協議会役員の輪番に組み入れられている。財政的には、酪農振興会からの助成金、新年会・観桜会の祝金が収入の大半を占め、支出も新年会・観桜会費用に過半が充てられる。なお、各支部単位に保健衛生推進員が1名選出され、村役場に登録されている。外部組織との関係は、猿払村農協婦人部を構成するのみならず、行政面についても認められる。

以上の農協婦人部活動は一般にみられるものであるが、非農家の関与が全く認められず、あくまで農家世帯員を構成員とする組織となっている点に留意しておきたい。

ディリーリサーチングクラブは会員22名の有志による組織である。会員は若手経営主、後継者が中心で、①育成管理研修会、②経営管理研修会、③高泌乳管理研修会、④酪農フェアー・浅茅野ホルスタインベビーショー、⑤雪中ソフトボール大会、⑥研修視察旅行、が事業の柱となっている。1983年活動報告によれば、農協幹部等の講師を交えた定例会が5回、育成管理技術実態調査、育成実態調査、中頓別町酪農経営視察といった活動が取り組まれ、会合の開催頻度は多い。酪農フェアー・ホルスタインベビーショーは同日（6月）に開催されているものだが、浅茅野酪農振興会、猿払村農協、ホクレン稚内支所、北海道オリオン（株）浜頓別営業所等が後援し、乳牛共進会・レクリェーション・乳製品販売といった催しが行なわれている。参加者はクラブ会員に限定されず、浅茅野台地全体の行事として取り組まれている。有志組織なるがゆえ、農事組合や外部諸組織との機構的関係をもたないが、活動内容において集落活動の一環を分担し、集落内の諸組織との助成金・寸志等の交換を通じ、集落組織としての位置は公認されている。

このように、浅茅野台地における集落組織は多彩な体制と活動内容を有している。各組織は、機構および財政上関連し合い、さらに外部諸組織との関係も各様に有しつつ、全体として整合的な外部諸組織への「窓口」分担が認められる（図6）。すなわち、支所、農事組合が各種連絡・取りまとめ等の日常事務ルートとなり、それを基盤に各組織が集落活動の特定部分を分担しているとみられる。

こうした浅茅野台地の集落組織の特徴として次の2点を改めて指摘しておく。第1点は、酪農振興会が集落組織を統合し、中核的位置を占めていること、第2点は、部落会・婦人組織についてみたように、非農家の集落組織への関与が稀薄なことである。この2点は、前者が機構上の特徴、後者が運営上の特徴と言い換えることが

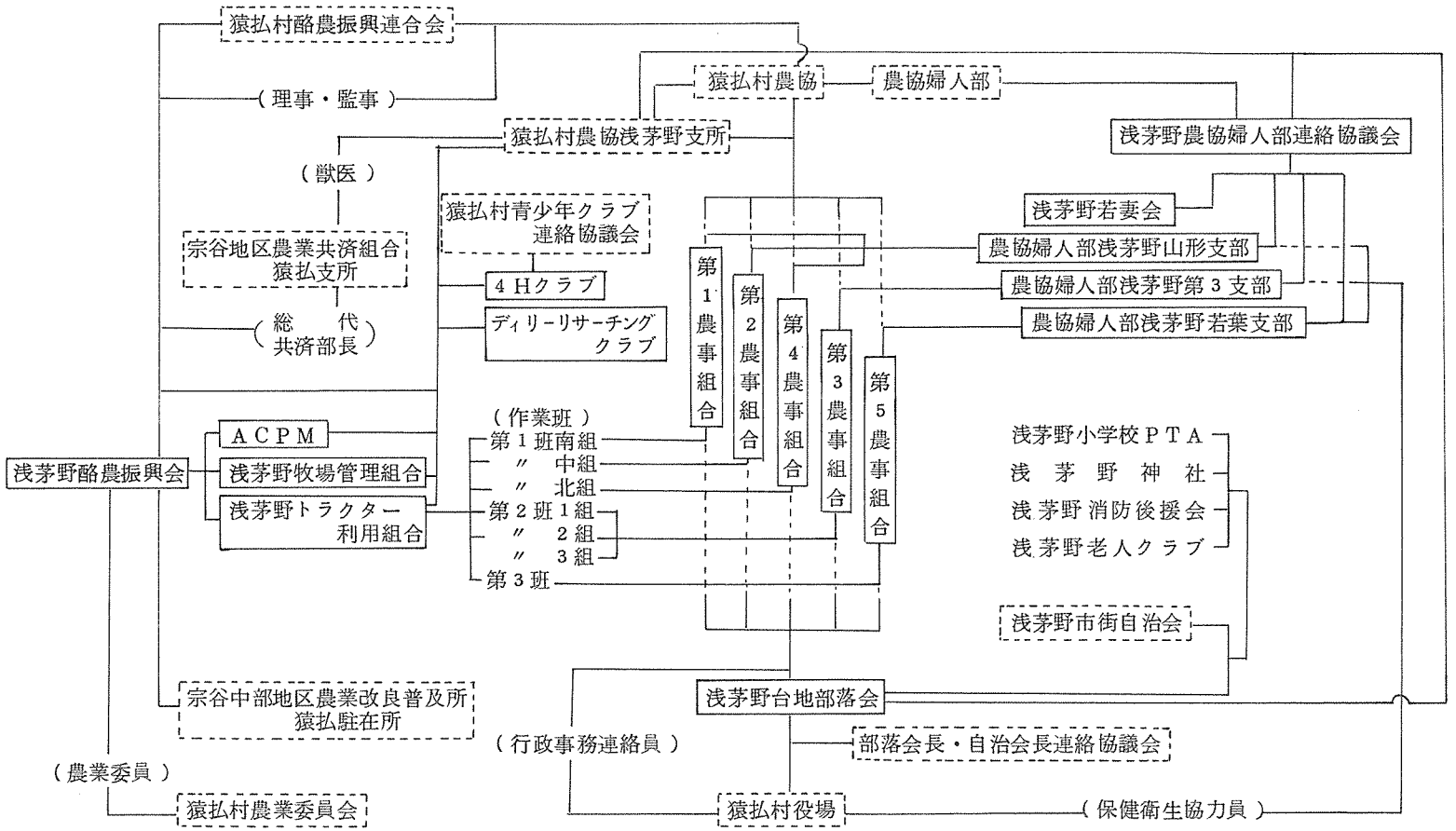


図６　浅茅野台地における集落組織の機構

できる。浅茅野台地には9名の非農家が少数派ながら存在する。 また、集落活動の内容は、酪農経営に直接関連する問題ばかりでなく、冠婚葬祭等の住民生活全般に関連する問題が含まれ、外部諸組織とも住民組織として関係をもつ部分が少なくない。しかし、機構・運営上の特徴は、集落組織が住民組織であるより、酪農家の組織であることを示している。活動内容上、住民組織としての一般的性格を包含しつつ、機構・運営上、生産者の組織としての限定的性格が強い── この点に浅茅野台地における集落組織の特質をみる。

(2) 集落組織の展開

以上、現状でとらえた集落組織は、1965年の浅茅野酪農振興会設立によって原型を形成する。集落組織の動きを先にみた酪農展開の時期区分に照応させるならば1960年代(酪農への専門化)は集落組織の原型形成期、1970年代(酪農経営の大規模化)は集落組織の整備・拡充期と整理することができる。以下、この時期区分に沿って、集落組織の展開を概観する(図7参照)。

1) 1950年代以前(前段階)

1965年以前、浅茅野台地の集落組織は、浅茅野台地部落会(第3、5農事組合)と浅茅野山形開拓団に分かれていた。前者は戦前からの組織的系譜を有し、浅茅野神社を通じ浅茅野市街自治会との関係が強い。[注35)] 通学も前者は浅茅野小中学校であったが、後者は浜頓別町に通学する場合が多かった。しかも、1959年に浅茅野農協、猿払村農協、猿払村開拓農協が合併する以前、既存農家は浅茅野農協、戦後開拓農家は猿払村開拓農協と浅茅野農協に二重加入していた。自から、戦後開拓農家のみで構成される浅茅野山形開拓団と既存農家と戦後開拓農家が混在する浅茅野台地部落会とでは、農協との関係が異なる。浅茅野山形開拓団の場合、両農協に対し団長を通じた農家の結集が図られた。しかし、浅茅野台地部落会の場合、部落会構成員に非農家を含む上、第3農事組合では既存農家、第5農事組合(旧第1農事組合)では戦後開拓農家が多数を占めることから、既存と開拓の差異を含みつつ農事組合が農家の結集単位となっていた。

2) 1960年代(原型形成期)

現在のような第1～5の農事組合体制が形成されたのは3農協の合併以降である。これにより、農協との関係における既存農家と戦後開拓農家の組織形態上の差異は

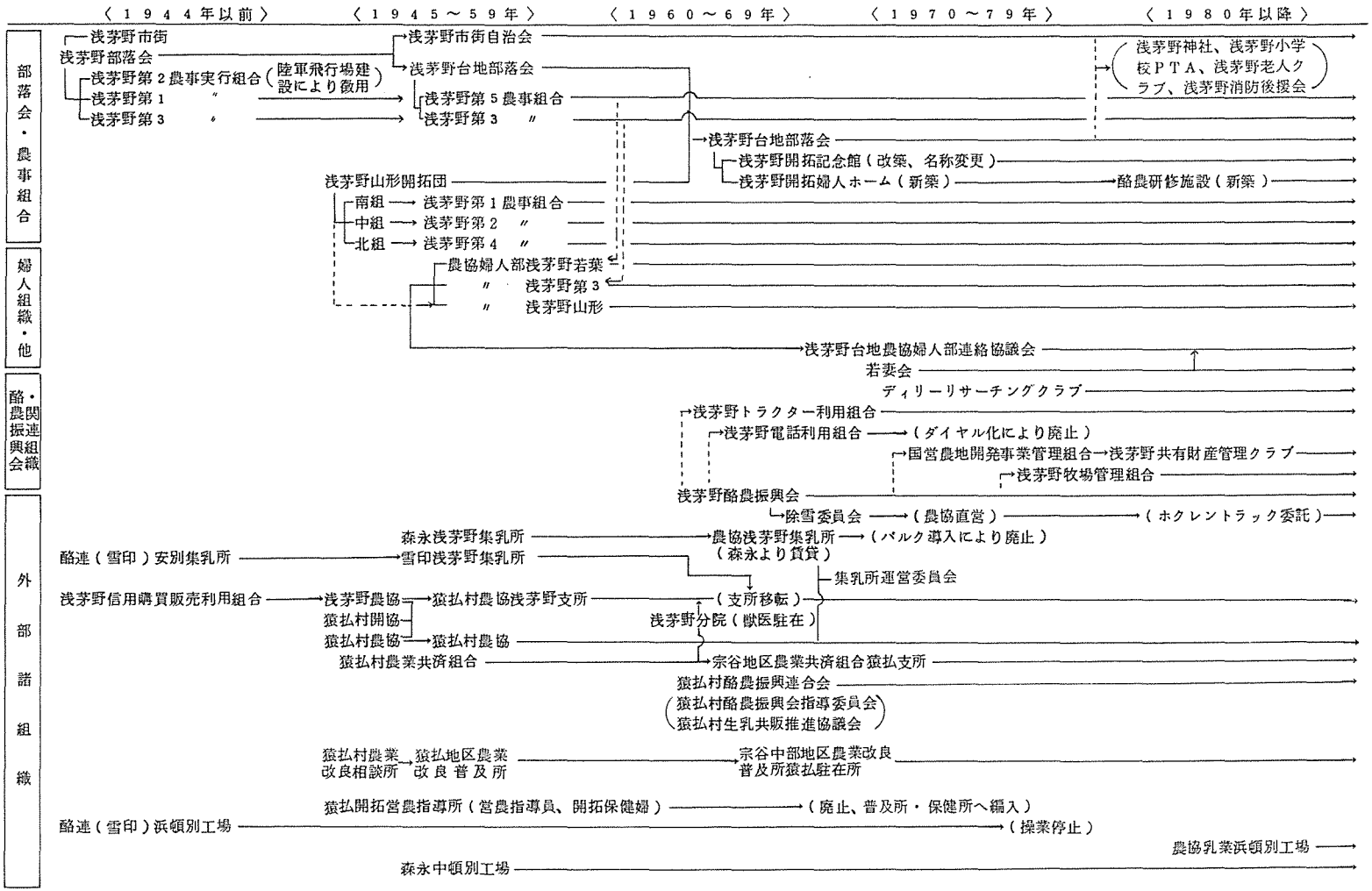


図７　浅茅野台地集落組織及び外部諸組織の展開動向

解消した。しかしながら、1961年に農協婦人部が設立された際、浅茅野山形（第1、2、4農事組合）、浅茅野第3（第3農事組合）、浅茅野若葉（第5農事組合）の3支部に分かれたように、従来の農家の結集単位に変化はない。2つの部落会組織も維持されたままである。

こうした状況は、浅茅野酪農振興会設立を契機として1960年代後半に一変する。1965年猿払村酪農振興連合会が設立され、浅茅野台地をはじめ村内各地区で酪農振興会が組織される。酪農振興連合会ー地区酪農振興会の体制は、「不足払い制度」下の生乳共販体制として編成されていく。雪印乳業、森永乳業両者の「集乳合戦」によって混乱した集荷体制を農協一元集荷に回復し、新たに農協直営となった集乳所を中心とする集送乳を確実にするための地域組織の確立が図られたのである。具体的には、全道共販体制の末端として「猿払村生乳共販推進協議会」が農協理事会と酪農振興連合会で構成され、他方、地区酪農振興会活動を強化する目的で関係諸機関の合同により「猿払村酪農振興会指導委員会」が設置される。さらに、地区、季節によりトラック、バス、鉄道、馬橇を用いた複雑な運搬手段を余儀なくされていたことから、村内2ケ所の集乳所毎に各地区酪農振興会代表者による「集乳所運営委員会」が設けられ、集送乳路線の確立と集荷費計算が行なわれた。[注36)]

浅茅野酪農振興会の設立は、このように全村・全道の生乳共販体制づくりの一環としての意味を有していた。このことが、酪農振興連合会を通じて追加払いされる脂肪差益金という、以後の主要な活動資金源を獲得することにも繋がるのである。

他面、浅茅野台地における酪農振興会設立は、第1次農業構造改善事業の実施・推進体制づくりとの意味を併有していた。1965年に地区指定を受け、1967～69年に事業が実施される。浅茅野トラクター利用組合の設立とそれ以後の動向については既述の通りである。第1次農業構造改善事業の実施は、既存農家と戦後開拓農家を区別しない一般農政の実施であった点に組織上の意義がある。[注37)] 3農協合併により猿払村農協と業務提携した猿払村開拓農協を通じ、開拓行政は1973年まで継続する。しかしながら、細部に関してはともかく、浅茅野台地においては、農家と農政との関係をめぐる既存農家と戦後開拓農家との差異は、第1次農業構造改善事業をもって基本的に解消することになる。

ところで、浅茅野台地には「集乳合戦」の最中、雪印・森永の集乳所が設置されていたが、「不足払い制度」の発足に伴ない、森永集乳所は農協が賃借し運営を行ない、雪印集乳所については、施設を猿払村北東部の集乳所に移管し、建物を農協浅茅野支所が移転・使用することとなった（1966年）。この支所移転に伴ない集落組織にも

変化が生じる。

1つは、支所内に電話交換所を設置し、新たに電話利用組合が浅茅野台地に設立された。以前は、受信機のみの有線と2台の公衆電話だけで、獣医の往診依頼等に不便をきたしていた。電話利用組合の活動は、ダイヤル化となる1976年まで続いた。

他の1つは、旧・浅茅野台地部落会と浅茅野山形団体の合併である。開拓行政の一環として開拓婦人ホームを建設することが決定していたが、旧・浅茅野台地部落会と浅茅野山形団体との間で建設場所をめぐる対立があった。結局、前者の主張に従がい開拓婦人ホームを支所に隣接して建設し（1967年）、かわりに浅茅野山形団体の所有していた会館（元漁師番屋）を取り壊し、改築することで折合がつく。開拓婦人ホームの維持管理に責任をもつ組織の必要性から、自然、両者の合併による新・浅茅野台地部落会が発足した。浅茅野山形団体は、以降、新年会行事のみを行なう親睦団体に変化した。改築された浅茅野山形団体の会館も「開拓記念館」として新・浅茅野台地部落会の共有財産という性格を与えられた。

やや遅れて、農協婦人部も浅茅野台地の3支部を統合する連絡協議会が設立された。浅茅野台地全体を単位とする、現在に至る集落組織の主要部分が出揃うこととなった。

以上みたように、農業経営が急速に酪農へ専門化していく中、3農協合併による5つの農事組合体制発足を経て、「不足払い制度」および第1次農業構造改善事業の推進をめぐる酪農家の地域組織として浅茅野酪農振興会が設立される。それは、支所移転を機に、新たな集落組織形成の結集単位となった。ただし、結集単位としての意味は、上述のような空間的範囲にとどまっていない。

当時の浅茅野酪農振興会は、農協事業の一環をなす農村電気事業運営に対し「電気委員」を代表派遣することによって関与しており、農電から北海道電力へ移管（1968年）した後も、北電から検針業務の委託を受けていた。また、取り壊し予定の学校校舎や鉄道用電柱の払い下げを受け、住宅・畜舎建材として構成員に実費販売するといった独自活動も行なっていた。さらに、開拓婦人ホーム・開拓記念館の施設・調度品調達、外灯の設置・補修（村役場が実費助成）が酪農振興会活動に組み込まれていた。先の電話利用組合の運営も、酪農振興会の役員会や総会で協議されており、実質的に振興会直営事業といえる。[注38)]

酪農振興会は、生活関連を含む物的環境整備において中心的役割を果たし、この意味でも農家・住民の結集単位としての意味をもったのである。

3） 1970年代以降（整備・拡充期）

こうした酪農振興会を中心とする物的環境整備への取り組みは、1970年以降のバルククーラー導入や国営農地開発事業の実施において、より強化されていく。1960年代に原型を形成した集落組織も、それに呼応して、活動内容や組織機構の整備・拡充が進む。

バルククーラーの導入に際して、酪農振興会は、バルク導入が酪農経営の大規模化に不可欠な条件であるとして構成員の合意形成を図った後、タンクローリー進入の前提となる私道整備と冬期除雪体制の確立にむけた動きを示す。浅茅野トラクター利用組合を動員した私道整備と除雪の取り組みについては前述したので繰り返さない。除雪体制について補足すると、バルククーラーの導入当初、国道の除雪も開始直後であり、私道はおろか村道除雪体制さえとられていなかった。このため、浅茅野台地における除雪体制確立問題は、タンクローリー進入にとどまらず、通学を含めた全搬的な冬期日常交通路の確保問題という性格をもっていた。大型除雪機の導入・保守管理、オペレーター確保、除雪費負担等の問題は、浅茅野トラクター利用組合へのペーローダー配備と稼動、酪農振興会内に設置された除雪委員会による運営、村役場からの村道除雪委託費の繰り入れを含む除雪勘定を酪農振興会会計に設定、という形で解決が図られた。

除雪体制の確立は、浅茅野小中学校、保育所へのスクールバス通学を可能とし、旧・浅茅野台地部落会と浅茅野山形団体を分かつ1要素であった通学圏の差異を解消した。この中で、除雪体制を担う酪農振興会が集落組織の中で占める位置づけの重要性は、一層高まっていった。

除雪事業は、その後、1977～82年農協牧草乾燥施設の冬期事業として実施され、1983年以後はホクレントラックに委託される。結局、酪農振興会が直接除雪事業を運営したのは、1970～76年の期間であった。この除雪事業以上に集落組織にとって重要な取り組みとなったのが、国営農地開発事業・道営営農用水事業である。

この事業に対する取り組みは、開発用地確保をめぐり1960年代後半から始まる。王子製紙社有林1500haと村有地280haの交換、浅茅野酪農振興会による馬込産業社有林（元開拓財産）350haの買収（登記上は村有地）によって開発用地の確保が行なわれるが、村と酪農振興会が一体となった各方面への交渉は約10年の期間を要した。[注39)]

開発用地が確保された後、問題となるのは、事業推進にまつわる諸対策であった。

「石油ショック」の下で事業の進渉が遅滞をきたす一方、第２次農業構造改善事業等により浅茅野トラクター利用組合の稼動能力は大幅に向上した。バルククーラー導入を契機とする多頭化の進行も加わり、草地不足が重大な問題となったのである。酪農振興会では、草地不足問題に次のような対策が講じられる。１つに毎年、事業の進渉に携わる北海道開発局天北中部農業開発事務所と協議を行ない、当該年度の工事計画に関与した。２つに、その上で前述のように、浅茅野トラクター利用組合による施肥・播種作業、作業班単位の造成済草地利用割当を行なった。３つに、離農農家の草地、開拓パイロット事業地区における中頓別町農家からの借地、その他、地区外・村外において「青田売り」に出された草地を一括確保し、利用調整を行なった。借地料は酪農振興会会計を通じて徴収・支払が行なわれた。

さて、事業初期における開発用地確保問題・草地不足問題は、酪農振興会によって上のような対処がされたが、それだけに造成農地の実際配分や事業賦課金の償還等の実務も、村役場等の機関に全く委ねるわけにはいかず、独自の対応を必要とする場面が生じた。事業参加予定農家の離農もさることながら、造成済農地の集団的利用調整を行なってきた経過から、造成農地配分・賦課金償還にあたって、当初計画が基準とならなかったためである。そのため、賦課金の一括償還と草地利用量に応じた料金の独自徴収、当初配分計画の見直しによる造成草地の漸次的個別配分が行なわれ、その実務を担当する組織として農地開発事業管理組合が[注40]設立された(1976年)。

農地開発事業管理組合はＡＣＰＭの前身である。１９８０年代には国営農地開発事業・道営営農用水事業のみならず、開拓パイロット事業地区の120 haを購入・草地整備を開始しており、浅茅野台地における農地管理組織として高い機能を発揮した。ＡＣＰＭへ組織替えしたのは事業完了直後の１９８４年である。ＡＣＰＭは、農地開発事業のもつ農地管理組織としての機能とともに、蓄積された共有財産を継承し、共有財産の運用組織としての機能を併せ持つことになったのである。

ここで、浅茅野台地における共有財産の形成について、酪農振興会、農地開発事業管理組合、ＡＣＰＭの関係を一層明確するために必要な範囲で説明を加えておく。

酪農振興会の会計は、設立当初から、一般会計と特別会計に区分されていた。前者は主に猿払村農協の本所預金口座、後者は浅茅野支所預金口座を用いていた。一般会計と特別会計の費目は年次により異なるが、特徴を大把みにいえば、特別会計では、脂肪差益金を主たる収入源とし、定期預金および一般会計への繰入れが行なわれ、一般会計では、会費・特別会計繰入れ・各種雑費収入を収入源とし、[注41]酪農振興

会の活動に要する経常支出が行なわれていた。農地開発事業管理組合は、酪農振興会の定期預金と特別会計を受け継いだのである。その際、脂肪差益金は一般会計収入に切り替えられ、酪農振興会会計に残った。かわって、農地開発事業管理組合の収入源となったのが、開発用地として取得した350haの馬込産業社有林地である。草地造成前あるいは草地造成されなかった土地に自生するヤチ松等の立木や薬草の販売代金、さらに一部を客土用地とし土砂を販売した代金が新たな収入源となった。開拓パイロット事業地区の土地購入やＡＣＰＭプレゼント旅行費の原資である多額の定期預金は、酪農振興会設立以降の脂肪差益金の蓄積および共有地の運用によって形成されたのである。

以上、バルククーラー導入に伴なう除雪体制確立および国営農地開発事業に対する集落組織の取り組みと組織再編について述べたが、１９７０年代以降においては、ディリーリサーチングクラブや若妻会の結成等の動きもみられる。男女・年令階層による層別組織が多様な活動を開始する。また、１９８２年に公社営畜産基地対策によって研修施設が建設され、これを機に従来酪農振興会会計で処理されていた会館の保守管理、外灯補修、林道防雪棚設置が部落会会計に移行し、酪農振興会と部落会との役割分担が財政活動の上でも明確化する。

１９６０年代に原型を形成した集落組織は、１９７０年代以降酪農振興会を中核としながら、相互の役割分担と各組織における活動の豊富化を通じ、全体として整合的な整備・拡充が図られてきたといえよう。

4　組織的環境整備と集落組織の特質形成

浅茅野台地における集落組織の現状と展開は、他の酪農地帯の事例と比べて非常に個性的で、優良事例とするにふさわしい内容を有している。だが、本稿の目的はそれを評価し教訓を汲み取ることではない。冒頭の課題に立ち返り、物的環境整備を補完する組織的環境整備が集落組織にいかなる特質を付与したかを、最後に検討しよう。

これまでの分析の中で、次の点において集落組織の特質をとらえた。すなわち、活動内容上、住民組織としての一般的性格を包含しつつ、機構・運営上、生産者の組織としての限定的性格が強い点である。酪農家の地域組織である酪農振興会が集落組織の中で中核的位置を占めていること、および集落組織に対する非農家の関与が稀薄であることがその論拠である。では、なぜ、活動内容上の性格と機構・運営

上の性格はズレをもつのか。

畑作限界地における酪農展開は社会資本ストックの低位性と矛盾し、その克服を課題とする農村整備の推進を要請した。道路整備をはじめとする物的環境整備が図られるが、浅茅野台地の事例でみたように、物的環境整備の意義は生活環境改善の側面を含め多義的であった。しかし、整備手段は、主要に酪農関連施策によっていた。整備手段は目的限定的ながら、実施の意義は多義的である。酪農経営の専門化・大規模化およびそれを直接目標とする酪農関連施策は、単に個別農業経営目標とその達成手段にとどまらず、地域的・総合的な農村整備にとっての目標と手段という性格を内包することになる。

一方、酪農経営の専門化・大規模化と物的環境整備が相互関連を有して進展する中で、地域組織の整備が進む。浅茅野台地においては、「不足払い制度」発足に伴なう、全道・全村的生乳共販体制の一環として浅茅野酪農振興会が発足し、以降、酪農振興会を中核とする集落組織の整備が進む。集落組織の整備は、物的環境整備の進展と対応しており、酪農関連施策の推進、保守管理、さらには、事業の枠を越えた独自的対応を行なうのに適合した集落組織の機構・運営が追求されていった。物的環境整備を補完する組織的環境整備が、広義の農村整備の一環として推進されたとみることができる。

ようするに、酪農経営の専門化・大規模化に伴ない、酪農関連施策を手段とする物的環境整備と酪農振興会を中核とする組織的環境整備が図られた。こうした農村整備の過程において、集落組織が活動内容上一般的性格をもちつつ、機構・運営上生産者の組織としての限定的性格をもつことは必然であろう。多様な内容をもつ地域問題があくまで酪農振興の枠内で処理されてきたことの帰結といえる。「高度経済成長」の起点において、生産と生活の両面に亘る急速な社会資本ストックの必要に迫られつつ、反面で農村整備の推進手段が限定されていたことが、以上の背景的要因であると思われる。

注

1）以下では戦後入植農家と戦後開拓農家とを区別して用いる。戦後開拓農家は、開拓行政の対象となった農家であり、戦後入植農家は、それを含めた一般的な意味で用いる。

2）前田保仁『大地の掟』（月刊道北、1978年10月、著者は現猿払村助役）、猿払村農協・猿払村ホルスタイン改良同志会『岩高蘭』（1984年6月）、猿払村『猿払村史』（1976年3月）、戦後開拓20周年記念事業実行委員会「猿払村戦後開拓20周年記念誌」（1967年11月）。以下の記述については、これらの文献に負うところが大きい。

3）戦後入植農家の場合、戦前段階で対象とされなかったり放棄された、より劣悪な条件の土地に入植したことによって、開墾の困難は戦前入植農家に比べ加重される。しかも、道路整備や農地造成等の建設事業が大幅に遅滞する傾向をみせる中で、「高度経済成長」以降一般的な消費水準の上昇が進行するわけで、都市勤労世帯、既存農家に比した生活水準の低位性は、戦前段階よりはるかに厳しいものとなる。

4）特に水害は猿払村の開拓にとって最大の障害となった。村内の6つの河川は蛇行が甚だしく、海岸近くに散在する湖沼の間を流通し、融雪期・多雨期には毎年のように水害をもたらした。地区によっては、年数回冠水する場合もあった。河川改修が本格化するのは、1960年代後半からである。また、山火事についても、1948～72年間に計52件を数えるほど頻発している。その直接原因は、開墾時の不注意な「火入れ」等の人為的ミスによるが、大規模な延焼をひき起こす笹原の存在が基本的な原因であった。

5）当時のルポルタージュを収録した文献として本多勝一『北海道探検記』（朝日新聞社、1981年6月）参照。

6）1959年～1961年にかけ、浜頓別町に工場をもつ雪印と中頓別町に工場をもつ森永との間で激しい集乳合戦が行なわれた。従来農協を通じ雪印に対し一元販売が行なわれていたが、系統取引では生乳代金が負債償還に充てられるため、現金収入の乏しい農家が森永との直接取引を行なった。浅茅野農協、猿払村農協、開拓農協の合併（1959年）直後であり、農協は苦況に陥った。特に、浅茅野台地には両メーカーの集乳所が設置され、生乳の争奪が行なわれた。

7）こうした開拓政策批判は、中谷宇吉郎の「ドブにすてた800億円」をはじめとする北海道開発批判に通じている。農政史研究会論『戦後北海道農政史』（1976年11月、農山漁村文化協会）第2章第2節参照。

8）前田保仁助役（当時産業課長）が知事に直訴した手紙を直接の契機として樹立された。以下の項目が対策要領に盛り込まれた。

1　総合対策

総合対策は営農基盤の早期確立のため、各関係部門の連けいを密にし適切な指導援助によって実施するが、道が実現の手段をもたないものについては、強く関係機関に要請しその実現化につとめるも

のとする。

(1) 基盤整備事業対策

(ア) 河川改修（猿骨、狩別川）の完了目標（1968年）の繰上を国に要請する……開発局

(イ) 建設工事を42年までに完了するよう促進し、飲用水施設の40年度着行の実現を国に要請する……開発局　事業調整係

(ウ) 電気施設については辺地債等による導入実現を図る……道地方課　電気事業課

(エ) 農業開発機械隊により、耕、草地の造成を促進する……道開拓課

(オ) 移転農家の代替地造成のため開拓パイロット事業の促進をはかる……道用地課

(カ) 経営用地拡大のため未配分地の売渡促進を図る……開発局　道開拓課

(2) 開拓農家営農指導対策

(ア) 営農振興計画の樹立指導を実施する……道総務課

(イ) 土地利用方式の検討を行う……道総務課　用地課

(ウ) 家畜、農用機械等生産装備の導入促進を図る……道総務課　開拓課　畑作園芸課　畜産課

(エ) 離農開拓者に対する離農助成の適用を図る……道総務課

(3) 金融対策

(ア) 固定化不債の処置対策として自創資金を導入する……道農地調整課

(イ) 春耕資金の確保のため開拓保証金の導入を図る……道総務課　振興課団体系

(ウ) 農業近代化資金の活用を検討する……道農業経済課

(エ) 制度資金の条件緩和を要請する……道開拓課　農地調整課団体係

(4) 組合対策

(ア) 再建整備計画の樹立指導を実施する……道農業経済課　総務課　団体係

(イ) 定期的指導検査を強力に実施する……道農業経済課　総務課　団体係

(5) 村財政再建整備対策

特別振興対策の実施にあたり村の果す役割は極めて大であるので村財政の再建整備促進について指導を行う……道地方課

2 開拓営農振興対策

略

3 組合対策

略

4 実施体制

略

9）高い定着率の背景には、①浅茅野台地が地形的に水害から免がれていたこと、②地区内を横切る国道や隣接する浅茅野市街地の存在によって、生産・生活の環境条件が他地区に比べ相対的に良好であったこと、③開墾建設工事の進渉率が高かったこと、等の事情がある。

10）調査農家は、住宅建設・井戸堀削への補助をあげていた。

11）この澱粉工場は浅茅野農協と猿払村開拓農協の共同出資で建設されたもので、１９６０年代前半まで稼動していたという。

12）猿払村における人工授精事業は、１９５５年猿払村農協に家畜人工授精所が設置されたのに始まり、翌１９５６年から浅茅野農協でも事業が開始された。

13）いずれも、補助金給付による国の離農促進対策。

14）１９６１年に発足した道農地開拓部所属の機関で、機械技術者養成、農家子弟の機械技術習得、未利用地開発を内容とする事業が行なわれた。北海道発行『北海道戦後開拓史』（１９７３年４月）Ｐ２８５～Ｐ２６４参照。

15）牧草刈取の共同作業は、１９５０年代前半から２頭牽畜力モアーの共同利用が、第３農事組合および山形開拓農家の一部で実施されていた。１９６０年頃からは、国貸、道貸等のトラクターも導入が始まり、第１次農業構造改善事業以前に５～６台のトラクターが導入されていた。なお、第１次農業構造改善事業によって作られた作業班体制は、かなり緩やかなものであり、必要に応じて共同作業の労働力を集めるような状態であった。機械化に対する不安や無理解も残っており、畜力作業部分が相当残されていた。特に、第５農事組合においては、造材兼業に遅い時期まで携わる農家が多く、作業班にほとんど加わっていない。本格的な作業班体制が確立し高い機能性を発揮するのは１９７３年以降であり、それまでの期間、農家間の経営規模格差は図２にみるごとくやや拡大する傾向を示す。

16）ただし、１９７７年以降４戸が離農し、３戸がその跡地に移転入地している。移転入地農家は、№２、№６、および№19の跡地入地農家である。なお、酪農経営の離農においては、畜舎施設を移転することが困難なことから、経営資産を分割売却することは資産価値の大幅低下に結びつきやすい。猿払村農協では、離農跡地に移転入地させる方策を積極的にとっており、入地希望者を農協営育成牧場の実習生として雇用している。浅茅野台地においては、№19のケースがそれに該当する。浅茅野台地の３戸の事例を含め、移転入地は農協理事会で協議されており、集落組織が主体的役割を発揮する場面は少ない。

17）中頓別町からの移転入植は結局実現しなかった。現在、売却した残りの農地については、共同育成牧場および共同採草地として利用されている。

18）この点については、柳村俊介「酪農地帯における集落組織と生産組織――北海道宗谷地域を事例として――」（北海道大学農学部『農経論叢』第41集、１９８５年３月）参照。

19）事業期間の前半（１９７６年まで）の進渉率は211％にとどまる。しかも、元来は５年間の事業計画であった。

20) 生乳の庭先搬出は森永がいち早く実施していた。雪印の集荷トラックは国道部分のみの運行であり国道から離れた農家にとっては国道までの生乳缶運搬が必要であった。「集乳合戦」による一元集荷体制の解体には様々な要因が絡むが、生乳集荷路線問題も一因となっている。

21) 前出『大地の掟』P158～P165参照。

22) 1985年国勢調査が示す産業分類別就業人口比率によれば、農業は17.6％にとどまる。農家出身の村議も16名中2名にすぎない。

23) 部落会長・自治会長および後出の行政事務連絡員（班長）に対しては、村から実費弁償が行なわれている。また、「部落会長・自治会長会議」が年1～2回程度開催されている。

24) 現在の部落会役員は経営移譲年金受給者が多い（後出表7参照）。

25) 1960年代までは、山寄りの上猿払、石炭別地区にも農家が存在したが、全戸離農した。なお現在の支所体制は、支所長、出納係女子職員、獣医（常駐）、受精士（担当、本所より通い）、店舗（臨時雇）各1名、計5名である。

26) 9戸の非農家の職業は、運送業3戸（1戸は自営）、北海道生乳検査協会宗谷事務所職員2戸、農協職員、獣医、大工、浅茅野小学校教師各1戸である。第3農事組合の非農家4戸は部落会の1班を独自に作っているという回答もあった。だが、班長と目される非農家に問い合わせてみたものの、本人にその自覚が無く、班の存在も否定された。結局、部落会班組織が6班であるか7班であるかは回答者によって異なり確証が得られなかった。逆にいえば、部落会活動における非農家の関与は、日常的にほとんど意識されないほど稀薄ということであろう。

27) 前出『岩高蘭』P280

28) 農業委員会の定数は14名、農協理事は10名、共済組合総代は4名（猿払支所）である。

29) 農協から農事組合、農事組合長への助成・報酬等は出ていない。また、一般に実施されている「農事組合長会議」に類するものも開催されていない。

30) 除雪費は、集荷費の一部として乳代の中から乳量当りで差し引かれる。

31) ペーローダーを用い10tダンプに堆肥を積み込む時に用いる台座。

32) 国営農地開発事業による造成農地の配分はまだ完了しておらず、交換分合等によりながら最終的な配分調整が現在も行なわれている。それらに要する登記費用等は、全てＡＣＰＭが負担している。こうした対応は、前身の農地開発事業管理組合から引き続き行なわれてきているので、浅茅野台地の農家は配分された農地が登記済であるのかどうかも明確でない場合が多かった。

33) 農家に配分された農地のうち採草不適であるため育成牧場用地（村有地）とした部分があり、その代替地として村有地が農家に配分された。

34) 後出の国営農地開発事業用地として馬込産業社有林取得に用いた資金。

35) 現在、部落会長が浅茅野台地の氏子総代である。ただし、過去の経緯から戦後開拓農家は、神社お

よび祭典に対し関心が低い。

36) 浅茅野集乳所の場合、集送乳路線の違いから浅茅野台地の他2地区、計3地区に区分して集荷費単価を計算していた。この場合、集乳所に近い浅茅野台地は集荷費単価が当然低い。集荷費単価は、タンクローリーに移行して村一本となった。なお、上猿払、石炭別といった山寄りの地区に対しては、酪農家移転の勧奨が行なわれていたが、集荷の困難はその一因である。離農多発が集荷費上昇を加速する点にも注意。

37) 第1次農業構造改善事業と同内容の事業が、新開拓営農振興対策（新振興）によって実施されたケースは少なくない。

38) 財政的にも、電話利用組合の欠損金が酪農振興会によって補塡される場合があった。

39) 猿払村の管内の大部分が山林によって占められており、国有林だけでなく11社の所有する社有林が相当面積を占める。農地開発にとって社有林問題は、最も大きな障害となってきた。王子製紙社有林解放の経過については前出『大地の掟』P227～248参照。

40) 農地開発事業管理組合の役員は、酪農振興会と同じ方法で、しかし振興会役員とは別個に選出されていた。ただし、両組織にまたがって選出されていた人も多い。

41) 例えば、1973年度決算報告によれば、酪農振興会の収入727,629円の内訳は、前期繰越金58,695円、特別会計繰入金300,000万、会費82,000円、雑収入286,934円（北電検針業務委託料106,217円、会館の告別式会場使用謝礼金50,000円、電話利用組合残金82,371円外）となっている。

付　記

本稿は、1984年以来実施してきた調査結果をまとめたものである。農家悉皆調査は北海道農業試験場農業経営部研究員、北海道大学大学院生の協力を得て、1986年10月に実施した。調査に快く応じて下さった浅茅野酪農振興会、および多大な御協力を頂いた関係機関の方々に、感謝の意を表する。